

TUTC

Tsukuba Urban
Transportation Center

Library

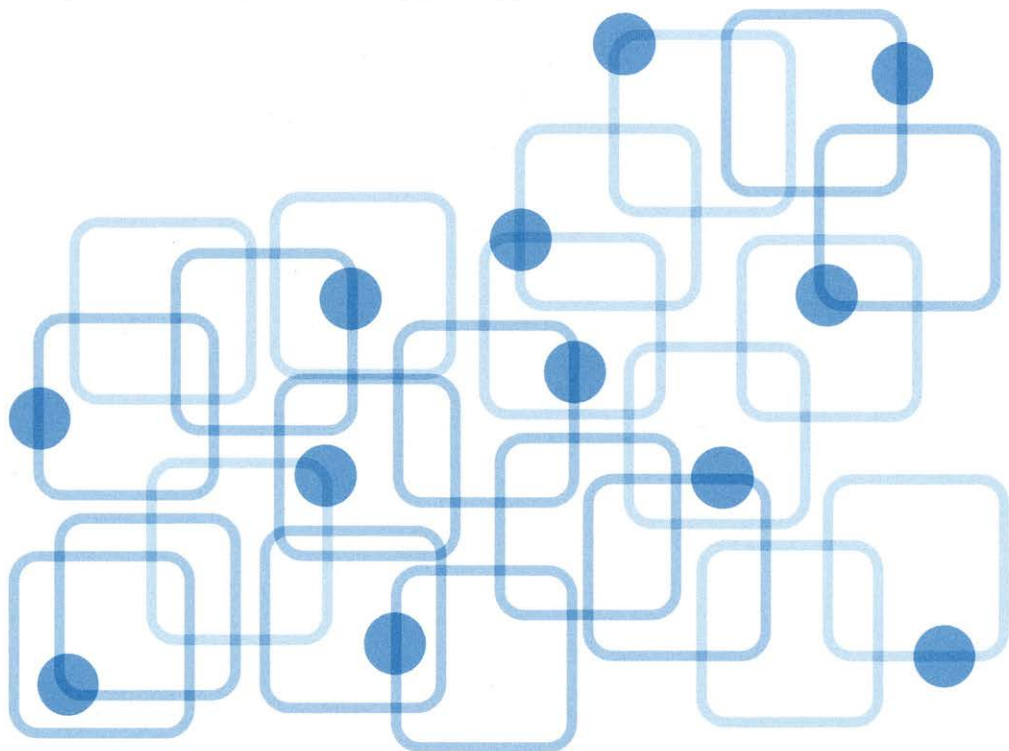
財団法人 つくば都市交通センター

38

平成22年3月発行

Published
in March 2010
by Tsukuba Urban
Transportation Center

つくばセンター地区の 歩行空間活性化 (その1 現状と課題)



つくばセンター地区の歩行空間活性化
(その1 現状と課題)

はじめに

中心市街地の衰退で地域の活力が失われていく姿は、近年の我が国において珍しい事ではなく、つくばセンター地区でもけして他人事ではなくなっている。

つくばセンター地区は、国の事業として整備が行われた筑波研究学園都市の中心として、商業業務の集積が図られてきた。

平成 17 年 8 月 24 日には、待望の鉄道として“つくばエクスプレス”通称 TX が開業したが、つくばセンター地区の賑わいは思ったほどには感じることは出来ず、つくばセンター地区の貴重な財産と言える歩行者専用道路(通称ペデ)も、朝夕の通勤客の通り抜けの往来が主で、日中は閑散としている。

また、平成 20 年 10 月には隣駅の研究学園駅にイーアスが開業し、平成 21 年 5 月には土浦市にイオンモール、同 7 月には阿見町にアウトレットなど、周辺地域に次々と大型商業施設が出来たことで、近隣の消費者の目的地分散が起こり、結果としてつくばセンター地区への来場者が減少してきた。またつくばセンター地区の商業施設の集客力も、新しい周辺の大型商業施設と比較して弱く、つくばセンター地区そのものの活力が失われてきている。

そのような中で、資源としてのペデなど歩行空間を活用して、街の賑わいを取り戻すことは、つくば市の顔である中心地区の活性化に向けた取り組みとして急務であるとして、平成 21 年 7 月 21 日に地域の関係者が集まり「つくばセンター地区活性化協議会」が発足した。

本書は、上記協議会の活動に合わせて、つくばセンター地区歩行空間の現状を把握し、他地域での事例などを参考に、つくばセンター地区の歩行空間を活用して、まちの活性化を図る具体的な方策提案をするため、財団法人つくば都市交通センターが行った自主調査研究の前半部として、つくばセンター地区の歩行空間の現状と事例および課題を整理したものである。

平成 22 年 2 月

つくばセンター地区の歩行空間活性化

(その1 現状と課題)

目 次

1. 対象エリア	1
2. つくばセンター地区を取り巻く社会状況	3
1) 人口動態	3
2) 交通と安全安心	6
3) 周辺への大規模商業施設立地とつくばセンター地区の商業施設	10
3. つくばセンター地区の歩行空間の現状	13
1) 対象区域の歩行空間と周辺施設	13
(1) 赤塚妻木線	15
(2) 吾妻通り線	22
(3) センター広場	25
2) 歩行空間の管理と規制	29
(1) 管理	29
(2) 規制	30
3) 歩行空間活用の現状	35
(1) 空間利用の実態	35
(2) つくばセンター地区活性化協議会の活動	37
4. 国内外の歩行空間活性化事例	39
1) 国の方針と取り組み	39
2) 歩行空間活性化事例	42
空間の利用	43
空間の演出	52
5. つくばセンター地区の歩行空間活性化の課題	59

資 料 目 次

資料 1. つくば市の人口と伸び率	63
資料 2. つくば市の研究学園地区の人口と伸び率	64
資料 3. つくば市周辺都市の人口と伸び率	65
資料 4. つくば市内のT×駅 1日平均乗客数の推移	67
資料 5. 財団駐車場の各年度の1日平均利用台数	67
資料 6. つくば市における自家用自動車保有台数	68
資料 7. つくばセンター地区周辺の主な既存の取り組み	69
資料 8. 国土交通省の通達	72
資料 9. 警察庁の通達	74
資料 10. 道を活用した地域活動事例集	77
資料 11. 国の法令等	87
資料 12. 地方公共団体の条例等（つくば市）	100
資料 13. 公共団体の条例等	105

(つくば市以外の活性化に関連する条例等)

1 . 対 象 エ リ ア

1. 対象エリア

つくばセンター地区の歩行空間活性化の対象エリアは、右図に示すとおり、北は筑波大学から、南は学園南大通り線までの南北約1 km と、東はクレオショッピングセンターから、西は筑波学園郵便局までの東西約600 mの青い一点鎖線で囲まれた範囲とする。

この対象エリアは、都市計画法の用途地域で商業地域に当たり、つくば市の顔である「筑波研究学園都市」の、商業業務および文化の各種施設が集積している都市の中心となる場所で、この対象エリアの賑わいが都市の活力を示すものであり、そのためにも、対象エリア内にある公共空間で、人々の往来する歩行空間を活用した活性化が重要となる。

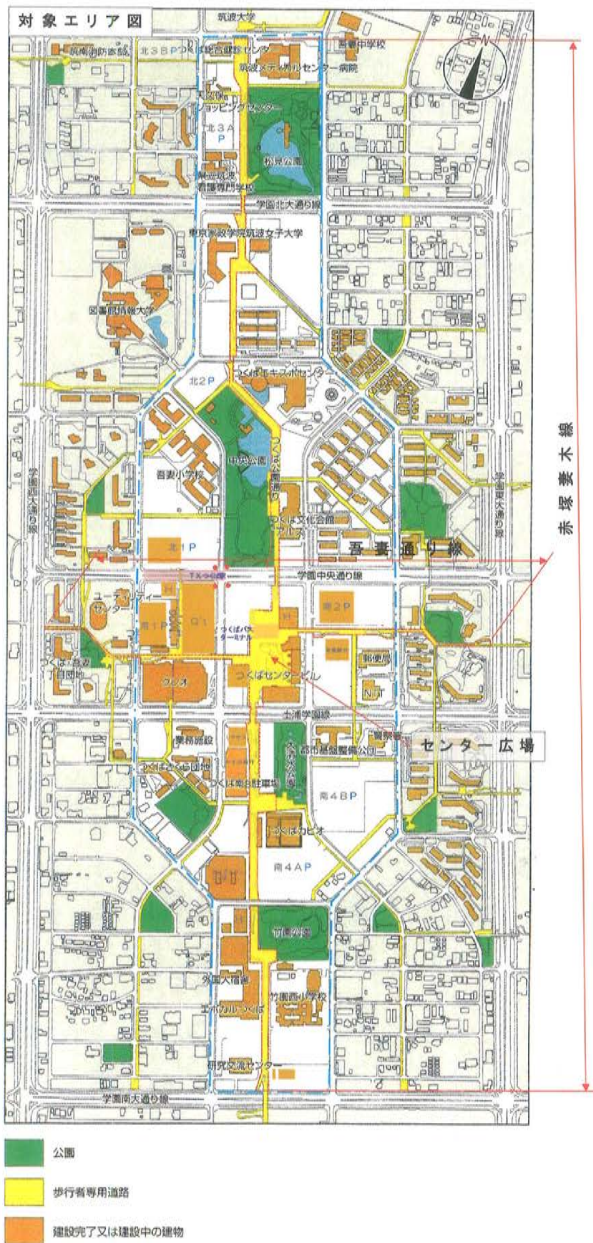
対象エリア内の歩行空間としては、東西の吾妻通り線と南北の赤塚妻木線という2つの歩行者専用道路と、エリアの中央で2つの歩行者専用道路が交わる場所にあるセンター広場がある。

また、2つの歩行者専用道路沿いにある松見公園や中央公園、大清水公園、竹園公園も、その隣接部分を対象とする。

当該歩行空間では、これまでにも「まつりつくば」などのイベントにおいて活用がなされているが、それ以外では都市の中心的な場所として、首都圏新都市鉄道線のつくばエクスプレス（TX）つくば駅やつくばセンターバスターミナルの乗降客が目的施設との間の通行や、商業施設など施設間の移動の人々が利用する以外は、日々閑散としている。

また、東西南北の歩行者専用道路やセンター広場などの歩行空間に接する施設も、内と外が分断しており、にじみだしなどで歩行空間と一体になり、歩いて楽しいものには必ずしもなっていないことから、公共空間とこれに接する施設の敷地を含めた活性化が必要となっている。

つくばセンター地区の歩行空間活性化の対象エリア(線内)

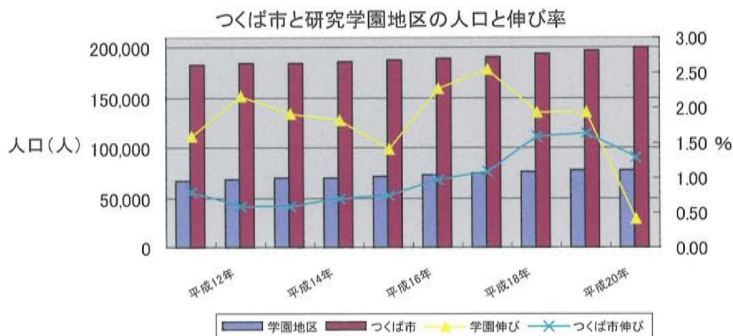


2. つくばセンター地区 を取り巻く社会状況

1) 人口動態

◆人口の推移

つくば市は、研究学園都市の建設とともに発展してきた旧6町村が合併し誕生した都市で、その人口は、平成21年10月1日現在203,253人(82,281世帯)となっている。

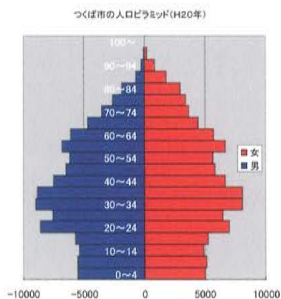


平成11年から平成20年まで10年間の、10月1日時点人口の変動(折線グラフ。黄色：つくば市、水色：研究学園地区)は、上の図に示す通り、増加を続けているが、その伸び率は平成19年までの傾向が、平成20年には鈍化し、特に研究学園地区内の平成20年の伸びは、1年間に実数で315人、率にして0.4%と、ほとんど増加しなくなっている。

今後も、現在の経済情勢が続けば、新規の住宅などによる社会増を見込むことは困難と考える。

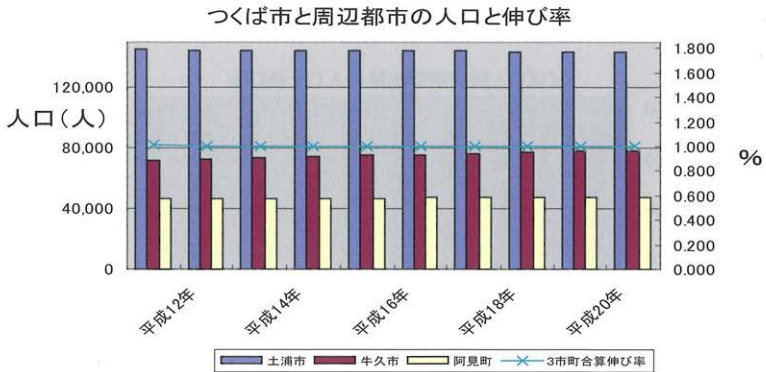
年齢別の人口構成は、男女ともに30代(30歳～39歳)が最も多く、全国平均と比較して若いことから、これらの世代や高齢者(60代以上)までが、当面のつくば市を担うものと考えられる。

しかし、10代以下が男女とも5千人規模で、下が狭い釣鐘型になっていることにも注目していく必要がある。



つくば市周辺の土浦市、牛久市、阿見町の同10年間の人口は、下図のとおりで、牛久市に若干の伸びがある他は停滞している。

前頁のつくば市の人口と合わせても、下図グラフ中の折線グラフ（水色：4市町合算伸び率）とおり、ほぼ横ばいで推移している。



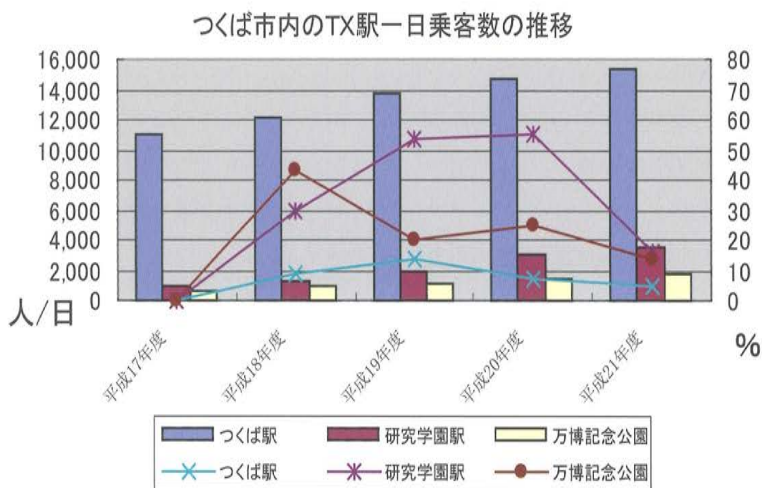
近年、大規模商業集積で競い合った、これら3市町につくば市を合わせた、4市町の人口動態は、平成20年に372,628人と平成11年に対して1.04倍になったが、平成11年から10年間の人数は14,430人の増加で、平均の年間伸び率は0.5%程度であり、微増である。昨年平成20年の1年間で1,735人が増加にとどまっている。

周辺3市町は、開発が盛んなTX沿線から外れており、牛久市のJR常磐線ひたち野牛久駅周辺の住宅地開発以外は、目立った開発はなく、今後も周辺3市町の人口増加は見込めない。

リーマンショック以来の経済危機とデフレスパイラルの危険をはらむ我が国の社会経済状態の下では、今後つくば市の人口増加は、平成20年と同様に停滞が続くものと予想され、周辺都市を含めたこの地域の商業施設の足元人口は、ほとんど増加しない状況にあると考える必要がある。

◆ TXによる来街者

つくばセンター地区の居住人口の変化と合わせて、TXつくば駅の利用者の変化は毎年増加し、1日平均の乗車人員は平成21年5月現在には15,700人となった。しかし前年比では約5%弱の伸びと、引き続き増加はしているものの、その傾向が鈍ってきている。



平成19年度から平成20年度のTX乗客数増加は1,600人/日で、つくば市全体の世帯数増加1,710世帯と、ほぼ世帯増加と一致している。

しかし研究学園地区内で見ると、TX乗客数増加は700人/日で同世帯増加44世帯に対して、世帯を大きく上回り、利用圏域の人口増加以外に、業務や買い物などにつくば駅を利用する来街者が増加しているといえる。

このことは、従来から訪れていた周辺のほかに、TX利用で都心など広域の来街者についても、つくばセンター地区の賑わいの対象として、取り組んでいく必要があることを示唆している。

2) 交通と安全安心

◆交通

つくばセンター地区の交通は、近隣の徒歩・自転車を除けば、TXつくば駅を利用する鉄道と、つくばセンターバスターミナルを中心にこれと連絡する路線網の乗合バスとタクシーの公共交通機関、及び（財）つくば都市交通センターの公共駐車場の利用を主とした自家用などの自動車の、大きく3種類からなっている。

主要交通機関の鉄道乗客数の推移が、前ページ「つくば市内のTX駅一日平均乗客数の推移」グラフ中のつくば駅のデータで示す通り、伸び率は低調であることから、鉄道・バス・タクシーの公共交通機関は、これまでのような伸び率や増加は見込めないと考えられる。

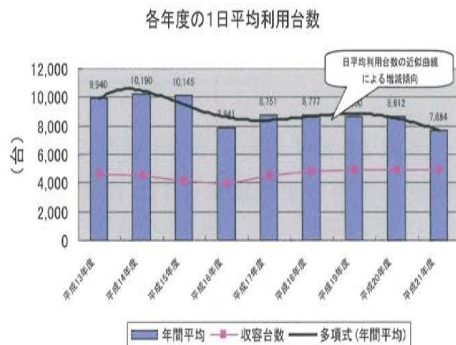
また自動車交通の推移は、自動車での来場者の大半が利用する財団運営の共同利用駐車場の利用状況に見ることができる。

財団が運営する共同利用駐車場の収容台数は、平成21年11月現在で延べ4,876台ある。

毎年度の一日平均の利用は、右図に示すように、TXつくば駅開業以前では、一日平均約1万台前後であったものが、開業以降は関連工事や周辺施設の改

装や、これらに伴う駐車場収容台数の減少で利用が低下した開業前年の平成16年度を除いて、一日平均約9千台弱で安定して推移してきた。

鉄道開業前後の変化は、交通体系の変化によるものであると考えられ、鉄道開業によって、一日平均約1千台が減少したことになる。



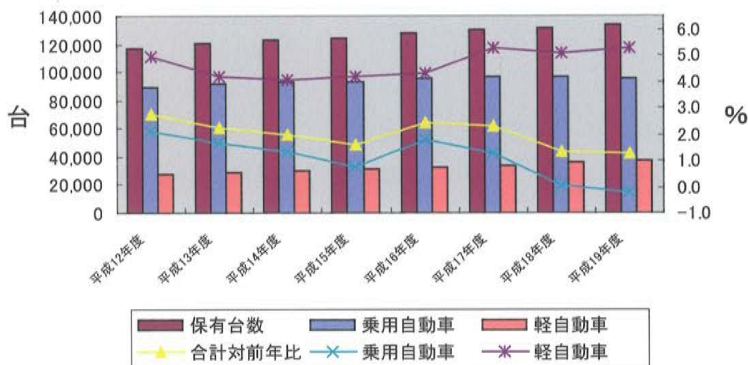
平成 20 年度からは、1 日平均約 8 千台弱と更に約 1 千台の減少が生じており、交通体系の変化以外の要素での減少傾向が見られる。

これは、近郊からのつくばセンター地区への来街者が、買い物などの目的地を変更したものや景気の減衰（不況）などで、自動車交通そのものが減少したと考えることができる。

自動車を利用した交通に関連するつくば市の自家用自動車の保有台数は、平成 19 年度に延べ 133,796 台で、1 世帯当たりの自家用自動車保有は約 1.7 台となっている。

過去 10 年間の自家用自動車の保有台数の変動は、下図のグラフに示す通り 2～1%台の増加（折線：黄色「合計対前年比」参照）で推移し、近年はその増加率の低迷が続いており、特に軽自動車を除く乗用自動車（折線：水色「乗用自動車」参照）の保有台数は、平成 19 年度には減少（-0.24%）に転じている。

つくば市における自家用自動車保有台数



今後は、環境問題や経済的理由、新規免許取得層の減少など様々な要素からみて、自家用自動車の増加は見込めず、むしろ減少する可能性があることから、交通の量的な減少や、移手段の変化が考えられる。

◆安心安全

地域の安心・安全に、賑やかな場所か寂しい場所かが関連する。つくばセンター地区の活性化が、地域の安心安全に貢献すると考えられる。

つくば市内における犯罪数に見るつくばセンター地区は、次ページの図（「刑法犯罪総数」（平成20年1月～12月））の茨城県警察本部の資料で、他の市域に比べて高いものとなっている。

犯罪の種別ごとで多いものとしては、①住居対象侵入窃盗②乗物盗、③車上ねらいとなっている。図は刑法犯罪総件数の多さを示したもの（赤：250件、ピンク：200件、緑：100件）で、つくばセンター地区は、住宅等の密度が高いこともあるが、他（青：0件）の地域より集中していることが窺える。

つくばセンター地区を拡大した右の図は、同じく茨城県警察本部の平成21年1月からの累計資料だが、今年も引き続き事件の多い地域であることを示している。



茨城県警察本部資料より

同様に、県警察本部の資料「地域安全マップ」では、事件・事故の場所を詳細に示しているが、この中で「変質者注意場所」を見ると、下図にあるようにつくばセンター地区も多いことが分かる。

特に、TXつくば駅の北側の歩行者専用道路上にも、その注意場所がプロットされている。

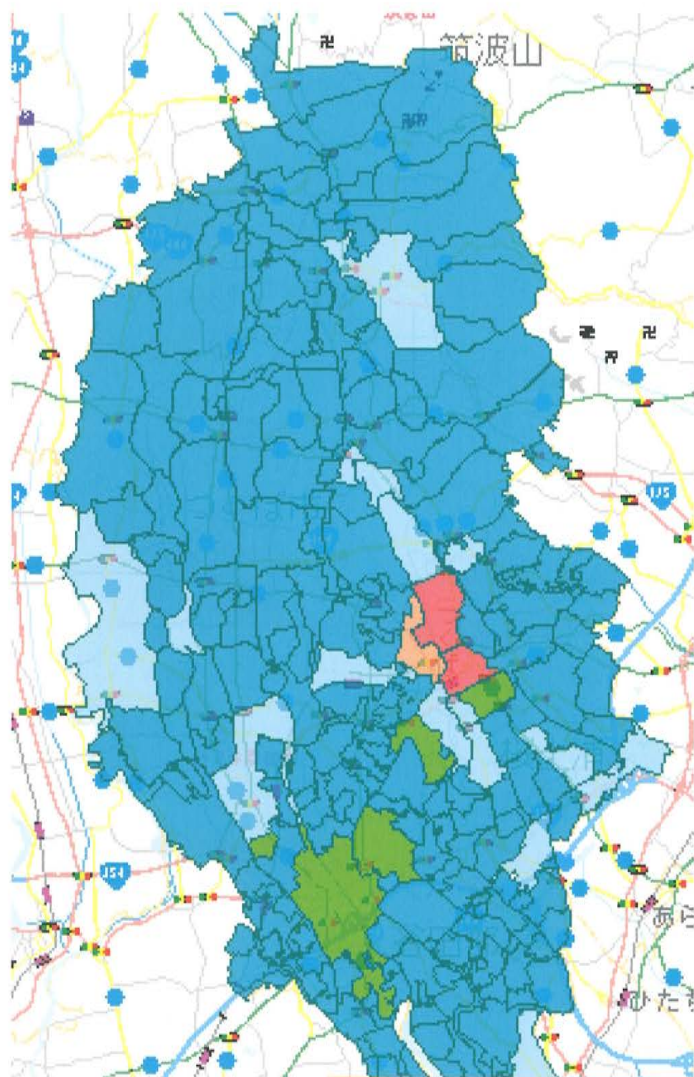
犯罪件数について警察関係者からは、つくばセンター地区特有の課題として、「車道と分離した歩行者専用道路が、犯罪者の逃亡を助けている。」と、赤塚妻木線や吾妻通り線に代表する歩行者専



茨城県警察本部資料より

用道路があげられることがある。地域の貴重な財産に、マイナス面があることを認識しておく必要がある。

刑法犯罪総数（平成 20 年 1～12 月）



茨城県警察本部資料より

3) 周辺への大規模商業施設立地とつくばセンター地区の商業施設

つくばセンター地区は、昭和 57 年の研究学園都市概成から周辺地域の商業の中心的機能を果たしてきた。このため西武百貨店の入るクレオスクエアには広い地域から来場があり、賑わいを呈していたが、近年つくば市内をはじめ隣接する土浦市や阿見町に、相次いで大型の商業施設が立地し、つくばセンター地区の賑わいは低下している。

周辺への大規模商業施設の立地は、まず平成 20 年 10 月末に T X つくば駅の一駅西側に、「イーアスつくば」が、延べ床面積 125,250 m²に、スーパーカスミなどを核店舗に専門店など、合わせて 221 店舗が入り商業床面積 84,759 m²の規模でオープンした。

イーアスつくば概観



公表資料より

翌平成 21 年 5 月下旬には、隣接の土浦市内のつくばセンター地区から直線距離で約 6 km のつくば市寄りに、「イオン土浦」が延べ床面積 88,098 m²に、ジャスコを核店舗に約 160 の専門店などで、商業床面積 79,682 m²の規模でオープンし、続いて同平成 21 年 7

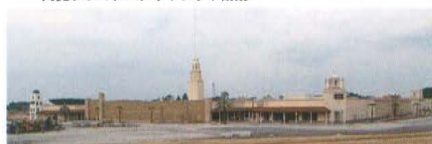
イオン土浦概観



公表資料より

月上旬に「阿見プレミアムアウトレット」が延べ床面積 23,300 m²に、約 100 店舗が入る商業床面積約 20,700 m²でオープンした。

阿見プレミアムアウトレット概観



公表資料より

次ページの図表にある、茨城県に大規模小売店舗立地法に基づいて届出された販売店舗面積で比較しても、平成 20 年 11 月から平成 21 年 7 月の間に、つくばセンター地区周辺の大規模商業面積は、サービスを含む店舗面積ベースでは約 3 倍に、また大店法での販売面積でも約 2.5 倍となり、

大規模小売店間の競争が激しくなっている。



大規模小売店舗法の届出面積

施設名	核店舗	面積
クレオスクエア	西武、ジャスコ、MOG、Q ¹	45,753㎡
デイズタウン	ダイソー	7,633㎡
ララガーデン	カスミ	16,200㎡
アッセ	カスミ	10,752㎡
イオン土浦	ジャスコ	48,302㎡
イーアスつくば	カスミ	47,253㎡
阿見プレミアムアウトレット		20,700㎡

※面積は、販売面積で非物販のアミューズ・シネマなどを除く

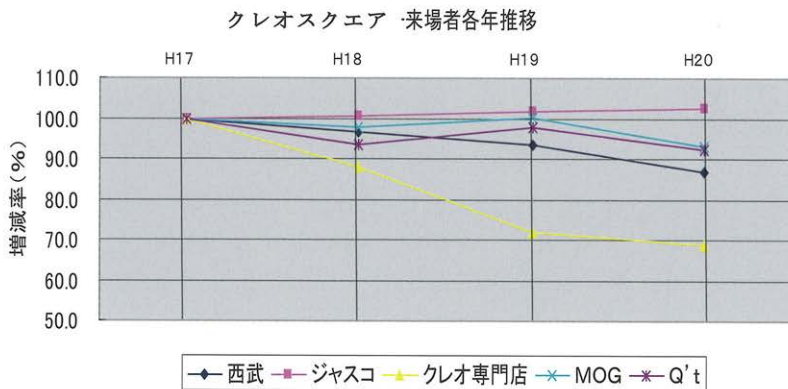


周辺地域への大型商業施設の立地は、周辺人口があまり増加しない中では、買い物客の分散につながり、つくばセンター地区への来街者が減少する事態を招いている。

その一例として、対象区域内にある財団の公共駐車場の利用台数が、大きく減少している。

また、西武・ジャスコや隣接のMOG・Q'tのクレオスクエアといわれるつくばセンター地区の核となる商業施設の来場者も、下図に示す通り、平成20年度の来場者が、TX開業に合わせた大規模リニューアル後の平成17年度を100とした指数で、スーパーマーケットのジャスコを除いて減少している。

運営会社では平成21年度の売り上げも、ジャスコも含めて前年比で大幅に低下するとみている。



3. つくばセンター地区 の歩行空間の現状

1) 対象区域の歩行空間と周辺施設

つくばセンター地区の歩行空間は、右図に示す通り骨格を成す歩行者専用道路（南北軸は赤塚妻木線。東西軸は吾妻通線）と、これに隣接する公園からなる。

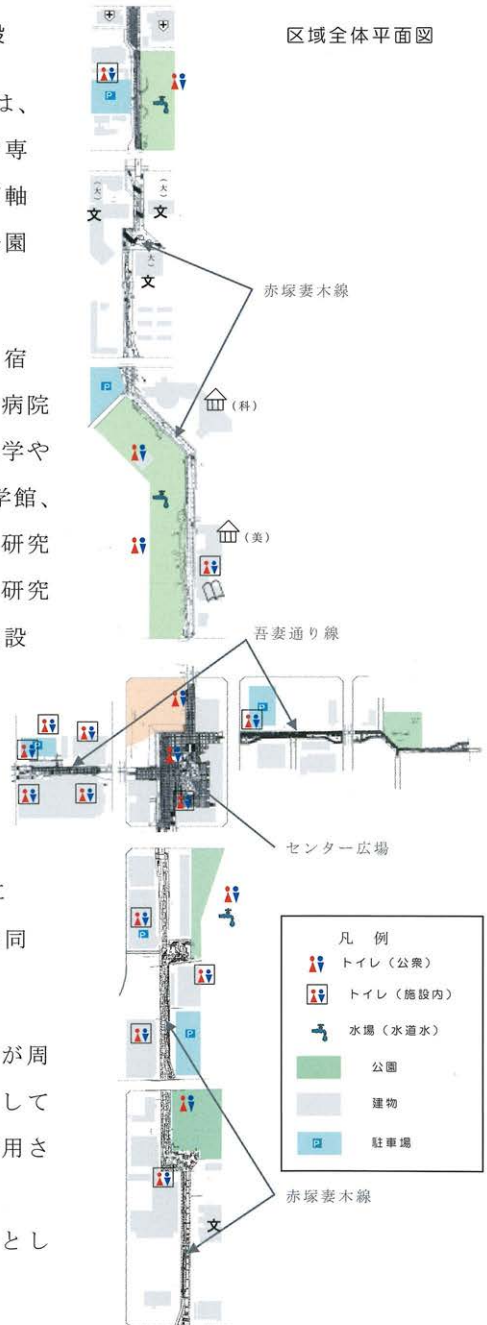
周辺は、中央部の商業業務施設、宿泊施設、郵便局、銀行のほか、総合病院や健診センターなどの医療施設、大学や専門学校など教育施設、図書館、科学館、美術館など文化施設、国際会議場や研究交流センターなど、研究支援施設の研究学園都市にふさわしい各種利便施設が立地している。

また、交通施設として、平成21年4月には乗客数が15,100人/日のつくばエクスプレス（通称「TX」）のつくば駅と、車での来街者への利便施設として共同利用駐車場がある。

歩行空間は、センター地区来場者が周辺の各種施設に訪れる歩行導線として利用されている他は、その空間を活用されていないのが現状である。

歩行空間の活用に関連する設備とし

区域全体平面図



て、来街者が使用できるトイレや水飲み場があるが、対象区域内では前ページの図に示すものがある。

トイレについては、公園などに設置された公衆用トイレと、店舗や公共・公益の施設内にあるトイレで来街者が利用しやすいものがある。

対象区域内の歩行空間周辺にある利用可能なトイレの場所及び規模は、下の表に示すとおりである。

歩行空間周辺にあるトイレの場所と規模		凡例							
		男性 ♂	小 便 ♂	和 式 大	洋 式 大	女 性 ♀	和 式 大	洋 式 大	障 害 者 ♂
公衆用トイレ	松見公園（東側駐車場付近）	♂	5-1-0	♂	3-0	♂	1		
	中央公園（池の中央建物内）	♂	2-1-0	♂	2-0	♂	1		
	中央公園（緑の広場西側）	♂	2-1-0	♂	1-1	♂	1		
	バスターミナル（デッキ下）	♂	2-1-0	♂	1-1	♂	1		
	大清水公園（南東角）	♂	2-1-0	♂	2-0	♂	1		
	竹園公園	♂	2-1-0	♂	2-0	♂	1		
施設内トイレ	つくばメディカルセンター	♂	4-0-3	♂	0-4	♂	1		
	市立中央図書館	♂	3-1-1	♂	1-2	♂	1		
	南2駐車場（1F出庫口脇）	♂	2-0-1	♂	0-2	♂	1		
	つくば都市交通センタービル（2F）	♂	2-0-1	♂	1-1				
	南1駐車場（2Fエレベータ脇）	♂	3-1-1	♂	2-1	♂	1		
	クレオ（ジャスコ1・2F）	♂	4-1-1	♂	4-1	♂	1※1Fのみ		
	クレオ（専門店 2F）	♂	4-0-3	♂	0-6				
	クレオ（西武1. 3～6F）	♂	4-0-2	♂	0-5				
	Q't（北側1～3F）	♂	4-0-2	♂	0-6	♂	1		
	Q't（南側1～3F）	♂	4-0-2	♂	0-5				
	センタービルアイアイモール	♂	3-1-1	♂	2-1	♂	1		
	センタービル（インフォメーション内）	♂	1-0-1	♂	0-1				
	南3パークビル（1F）	♂	2-0-1	♂	1-1	♂	1		
	南3パークビル（2F）	♂	3-1-1	♂	2-1				
	つくばカピオ（1F）	♂	14-1-2	♂	7-6				
	デイズタウン（1F）	♂	3-0-2	♂	0-3	♂	1		
つくば国際会議場（1F）	♂	3-0-2	♂	0-2					

水飲み場についても、前ページの図に示している。

昨今では市販の飲料水を求める人が多くなり、対象区域では共同利用駐車場など周辺施設内の多くに自動販売機が設置されている。

これらの設備は、活性化の活動で集まる客へのサービスとして不可欠であり、特にトイレは上記の表に示された場所以外でも協力を求めていく必要がある。

(1) 赤塚妻木線【その1】

対象となるつくばセンター地区の歩行空間で、南北軸の赤塚妻木線の最も北の部分の歩行空間と周辺施設は、まず北から、総合病院で地域の基幹病院の「筑波メディカルセンター」、「同健診センター」「つくば看護専門学校」の医療関連施設が立地している。

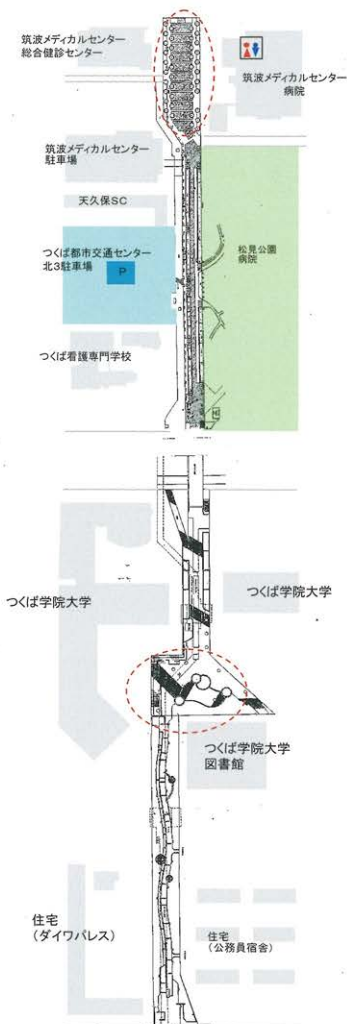
続いて、北大通りを立体に交差してその南側には、筑波学院大学から民間および公務員の住宅に続いている。

歩行者専用道路の赤塚妻木線は、幅員16mで整備され、北端部の105mの区間が幅約31mの広がりを持ち、他にも約1800㎡の筑波学院大学前の広場（5号広場）がある。

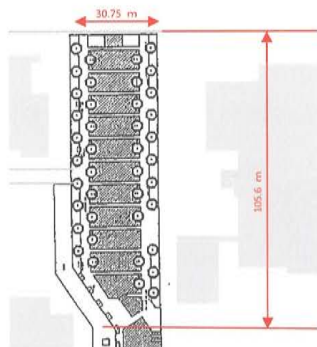
この区間は周辺施設が病院や大学で、歩行空間の利用は、一部に幼児をつれた母子づれが松見公園付近に見られるが、もっぱら病院関係や学生の移動が主である。

広がりのある空間（右図の赤破線）は、北端の広幅員部と筑波学院大学に囲まれた広場で活性化に活用できる空間は少ない。

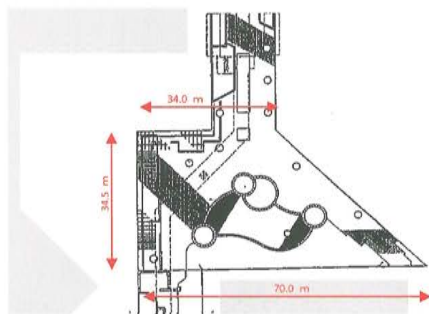
赤塚妻木線【その1】
メディカルセンター～エキスポセンター区間平面図



この区間の歩行空間で広がりのある場所2か所について、まず北端の広幅員部の筑波メディカルセンター前の空間の形状・景観は、下記の図と写真に示すとおりである。



また、筑波学院大学に囲まれた広場（5号広場。通称「木の広場」）の形状・景観は、下記の図と写真のとおりである。



上記の2つの空間は、前後の歩行空間が通行部分を除いて植栽で覆われていて、連続的な活用は困難で、活性化の積極的な活用よりも、防犯など安全安心の取り組みが求められる。

赤塚妻木線【その2】

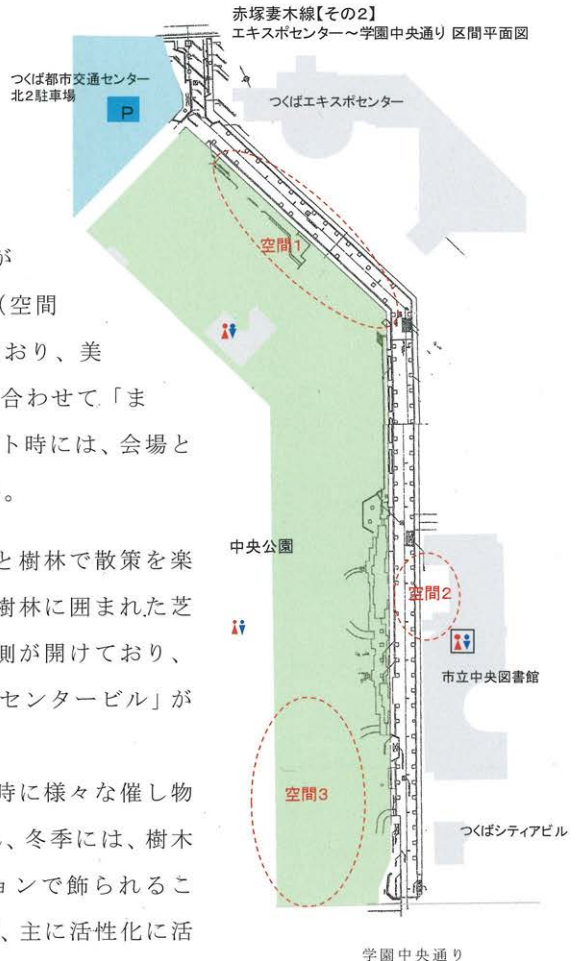
【その1】に続く、つくばエキスポセンターから中央通り間の赤塚妻木線は、西側の大半が大規模な中央公園となっており、東側に科学館である「つくばエキスポセンター」や、茨城県の「近代美術館つくば分館」、つくば市の「中央図書館」が並んでいる。

休日は、科学館や美術館、公園を訪れる人で賑わうが、平日は自転車の往来のほかは静かな空間である。

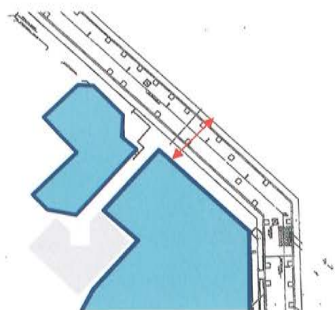
この区間の歩行者専用道路部は、幅 16m で整備されており、「つくばエキスポセンター」前が中央公園と一体的な空間（空間1）を成す広がりを見せており、美術館前の広場（空間2）と合わせて、「まつりつくば」などのイベント時には、会場として使用されることが多い。

中央公園は、北半分が池と樹林で散歩を楽しむ人の利用で、南半分が樹林に囲まれた芝生広場（空間3）で、その南側が開けており、バスターミナルや「つくばセンタービル」が望める。

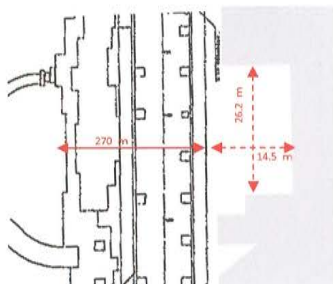
芝生広場では、イベント時に様々な催し物の開催場所として利用され、冬季には、樹木を利用したイルミネーションで飾られることもある。これらの空間が、主に活性化に活用する場所となる。



この区間の広がりのある場所3か所のうち、つくばエキスポセンター前の空間1の形状・景観は、下記の図と写真のとおりである。



次の茨城県の近代美術館つくば分館前の空間2の形状・景観は、下記の図と写真のとおりである。



また、中央公園内の芝生広場の空間3の全景・近景は、下記の写真のとおりであり空間としては最も広い。



赤塚妻木線【その3】

センター広場から続く歩行者専用道路「赤塚妻木線」【その3】は、研究学園都市の東西の幹線である「土浦学園線」を「さくら大橋」という橋梁で立体交差して南へ続いている。

この区間は、幅員16mで、中央には2号広場があり、大清水公園とつながっている。

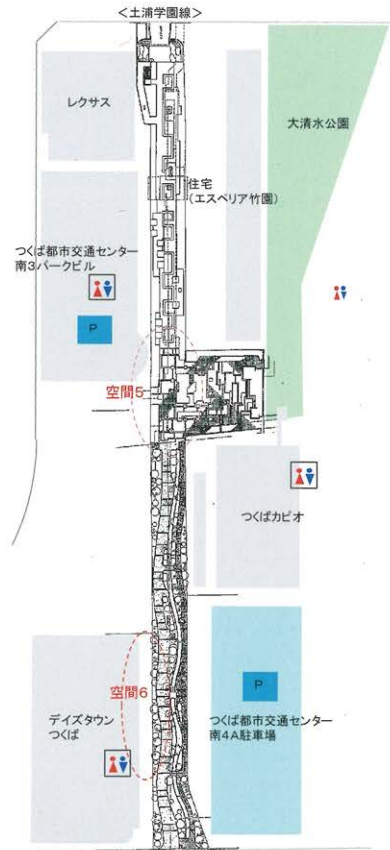
周辺施設は、右図のように商業・業務・文化の各施設と住宅及び共同利用駐車場で構成されている。

このうち、共同利用駐車場である南3パークビルは、1・2階に業務施設が入り、2階部分が「赤塚妻木線」に接続している。また建物の中央部が西側の道路と「赤塚妻木線」を結ぶ歩行者が通れる公開空地となっている。

また、文化施設の「つくばカピオ」および商業施設の「デイズタウン」も、それぞれ「赤塚妻木線」側に接続し開かれている。

区間の大半が植栽帯などで、通行できる幅員が6.6mと狭く、活性化に活用できる空間としては、南3パークビルと2号広場・つくばカピオに囲まれた空間（空間5）と、デイズタウン前の空間（空間6）がある。

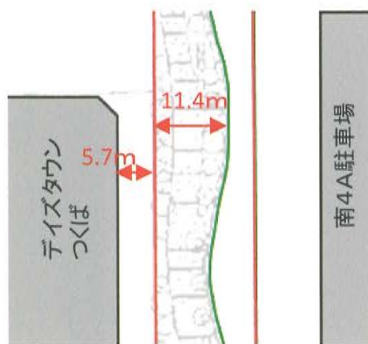
赤塚妻木線【その3】 土浦学園線～デイズタウン 区間平面図



この区間の歩行空間で広がりのある場所2か所について、まず南2パークビルと2号広場・つくばカピオに囲まれた空間（空間5）の形状・景観は、下記の図と写真に示すとおりである。



また、デイズタウン前の空間（空間6）の形状・景観は、下記の図と写真のとおりである。



上記の2つの空間は、前後の歩行空間が通行部分を除いて植栽で覆われているが、「まつりつくば」では、縁日の屋台が設置され、通行が混雑する状況が見られる。

また、音楽の路上ライブのイベント「ペデオン」では、南3パークビル前やカピオ・デイズタウン前などが活用された。

赤塚妻木線【その４】

【その３】から続く歩行者専用道路「赤塚妻木線」【その４】は、対象区域の南端「南大通り」までの区間である。

この区間の幅員も16mで、中ほどに「1号広場」が竹園公園と接するように配置されている。

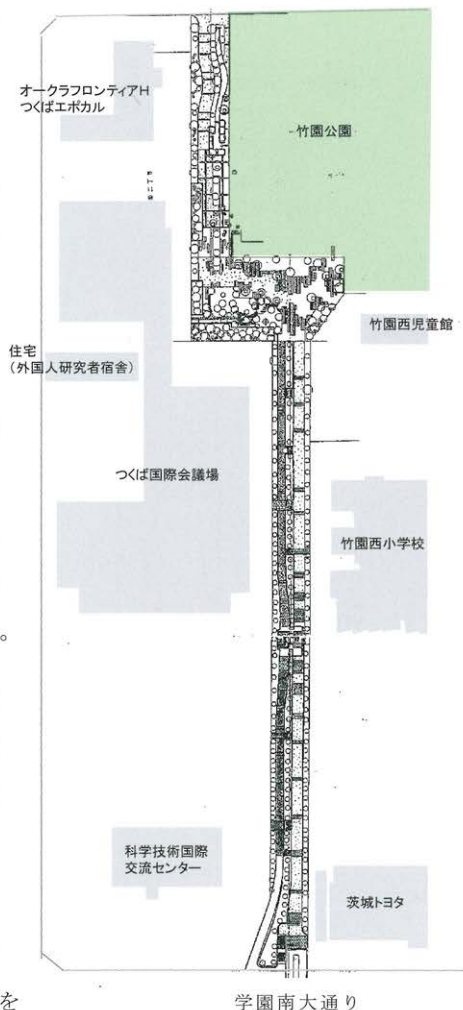
周辺施設は、西側に研究交流関連の施設が立地し、その内訳は右図のとおり国際会議場や研究交流センターとその宿泊施設となるホテルや宿舎である。

東側は小学校と児童館で、南端に業務施設がある。

西側の施設は、それぞれ歩行空間の「赤塚妻木線」に出入り口を設けている他は、植栽等で分離分断されている。

対象区域の中央部分のTXつくば駅やバスターミナルから「つくば国際会議場」までの間約900mを、鉄道やバスを利用する会議等の参加者が、徒歩で普段からよく通行している。

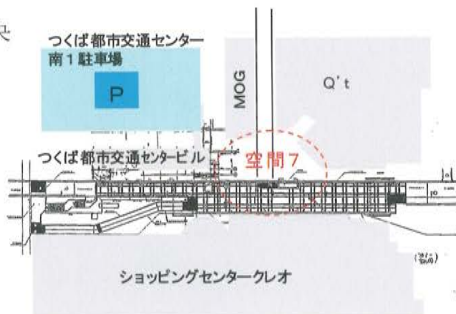
この区間は、会議場や文教施設などが多いことから、賑やかなイベント等を展開する活性化よりも、来訪者を歓迎する清掃や花植えなどが考えられる。



（２）吾妻通り線【その１】

歩行空間の東西軸であるセンター広場の西側に続く歩行者専用道路「吾妻通り線」【その１】は、南北軸の歩行者専用道路「赤塚妻木線」と交差する「センター広場」から、対象区域の西端までの区間である。

この区間は、幅員12mで、中央部分から北に延びる2層構造の歩行者専用道路がつながっており、その中間部に当財団が展開する多目的利用の広場「プラザパフォーマンス」がある。幅員が赤塚妻木線（16m）に対しては狭いが、周辺施設のセットバックにより、利用者が感じる歩行空間としては、見劣りしない広がりがある。



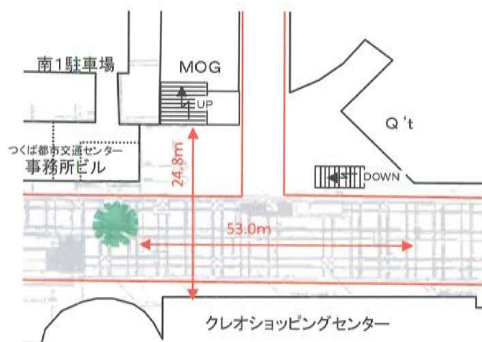
周辺施設は、つくばセンター地区の中心となる商業施設である「ショッピングセンター・クレオ」「MOG」「Q`t」からなるクレオスクエアと、つくばセンター地区で最大の収容台数の共同利用駐車場「南1駐車場」と当財団の事務所ビル「つくば都市交通センタービル」からなり、財団事務所ビルの歩行者専用道路「吾妻通り線」沿いは、喫茶店や花屋で、クレオスクエアと一体になり、歩行空間の賑わいを形成している。

「Q`t」の北東角から、直接地下のTXつくば駅に連絡しており、商業施設間や駐車場との移動のほか、TXつくば駅利用者などで対象区域の中では歩行空間の人通りが多い場所である。

北に延びる歩行者専用道路との交差部付近が、周辺施設のセットバック空間と一体となった、広がりのある空間（空間7）を形成しており、通年で移動販売車による売店が展開されており、冬季には「光のメリーゴーラウンド」が設置され、子供連れでにぎわっている。

商業施設が設置するパラソルとテーブルセットには、来街者が利用して休息や飲食をしている光景もある。

この区間の広がりのある場所（空間7）の空間の形状・景観は、下記の図と写真のとおりである。

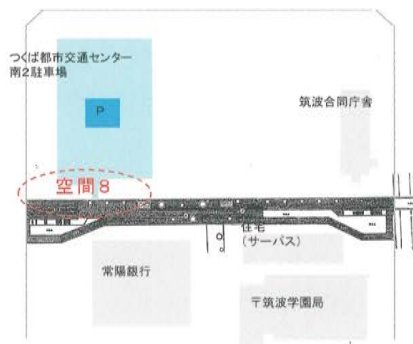


吾妻通り線【その2】

歩行空間の東西軸であるセンター広場の東側に続く歩行者専用道路「吾妻通り線」【その2】は、南北軸の歩行者専用道路「赤塚妻木線」と交差する「センター広場」から、対象区域の東端までの区間である。

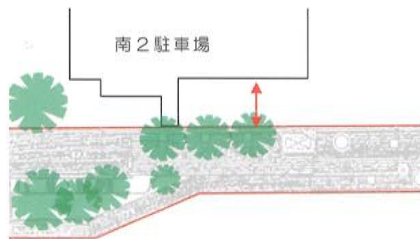
この区間の幅員は、12mで、中央付近から、南に延びる歩行者専用道路が接続している。

周辺施設は、右の図のとおり、北側の一部に未利用の空き地があるが、共同利用の立体駐車場「南2駐車場」と平成21年に「つくばセンタービル」から移転新設された「常陽銀行」のビルや、国の出先機関が入る「筑波合同庁舎」が建ち並び、南につながる歩行者専用道路沿いに「筑波学園郵便局」がある。



歩行空間と施設の間は、出入り口以外は斜面地となっており、一体的な利用はされていない。センター広場に近い「南2駐車場」がセットバックしている空間（空間8）は、地形形状を改良すれば活用の可能性のある場所といえる。

空間8の形状・景観は、下記の図と写真のとおりである。



(3) センター広場

センター広場は、つくばセンター地区歩行空間の骨格を成す、赤塚妻木線と吾妻通り線という2つの歩行者専用道路が交わる地区中心で、この周辺には「TXつくば駅」と「つくばセンターバスターミナル」などの交通施設、「オークラフロンティアホテル」、飲食街の「アイアイモール」、音楽会や演劇などのホールを持つ市の文化施設「ノバホール」が立地している。隣接する区域には、西武百貨店を中核とした商業施設や、郵便局、銀行とともに、来訪者のための大規模な公共駐車場があり、市民生活の中心的役割を果たしている。

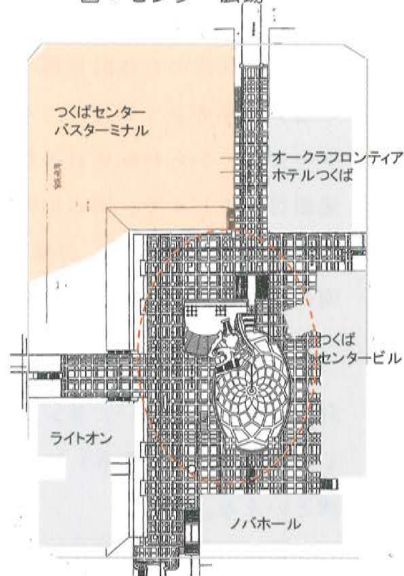
東西南北から幅 16mの歩行者専用道路が集まり、センター広場を核にした約 1haの空間（空間4）がある。

現在「つくばセンターバスターミナル」と歩行者専用道路を、平成 22 年度末までの工事でリニューアルしており、完成する平成 22 年度からは、活性化に活用できる重要な空間となる。

周辺施設の内、まちの初期段階からある「つくばセンタービル」は、主要なテナントであった2つの銀行が規模拡大のため、隣接街区に移転したことで空き室が多く、その活用が望まれている。

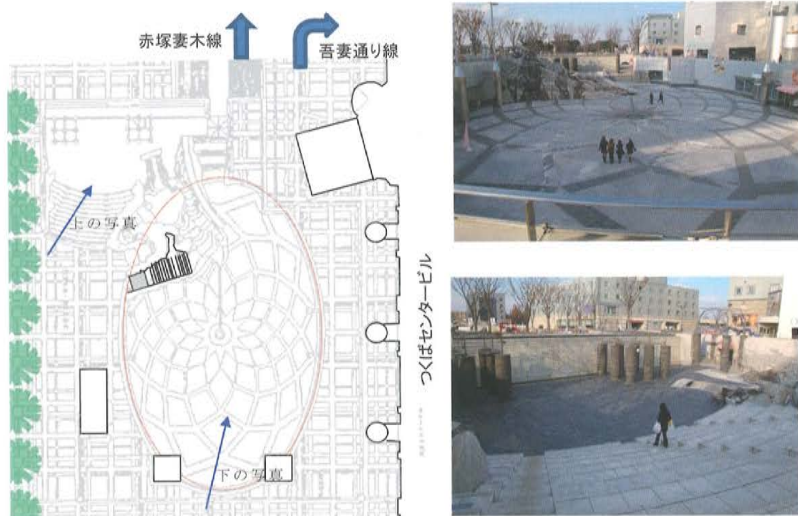
また「ノバホール」など公共団体の施設も、茨城県の学園都市の展示スペースがなくなり、つくば市に移管され、その利用を検討している。また、「吾妻公民館」がつくばセンタービル4Fに存在するなど、利便性の面で改善すべき点もある。

図：センター広場

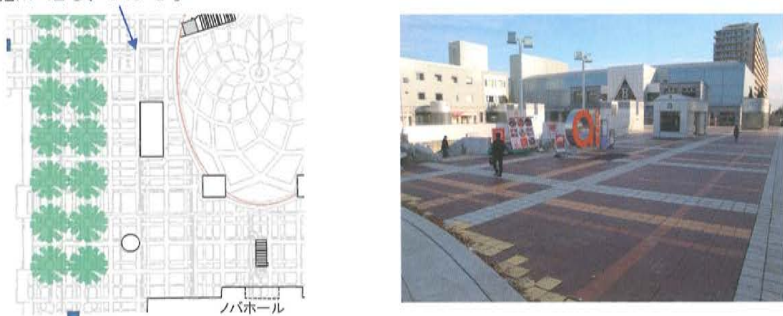


この区間の広がりのある場所は、周辺建物の1階レベルにある『センター広場』と、それを取り巻く周辺建物2階レベルで歩行空間であるペデの2層で一体の空間がある。

まず、下層の『センター広場』の形状・景観は、下記の図と写真のとおりである。広場内には、楕円形で中央付近に噴水のある広場空間と、流れる滝とステージになるテラスを囲む階段状の観客席のある空間がある。



また、ペデレベルの空間の形状・景観は、下記の図と写真のとおりである。空間内には、下層階につながるエレベーターコアがあり、歩行導線に配慮が必要である。



なお、センター広場の範囲としては、下図の範囲及びその四方の歩行者専用道路の各橋詰めまでとされており、つくば市（都市施設課）に許可等の届出が必要となる。

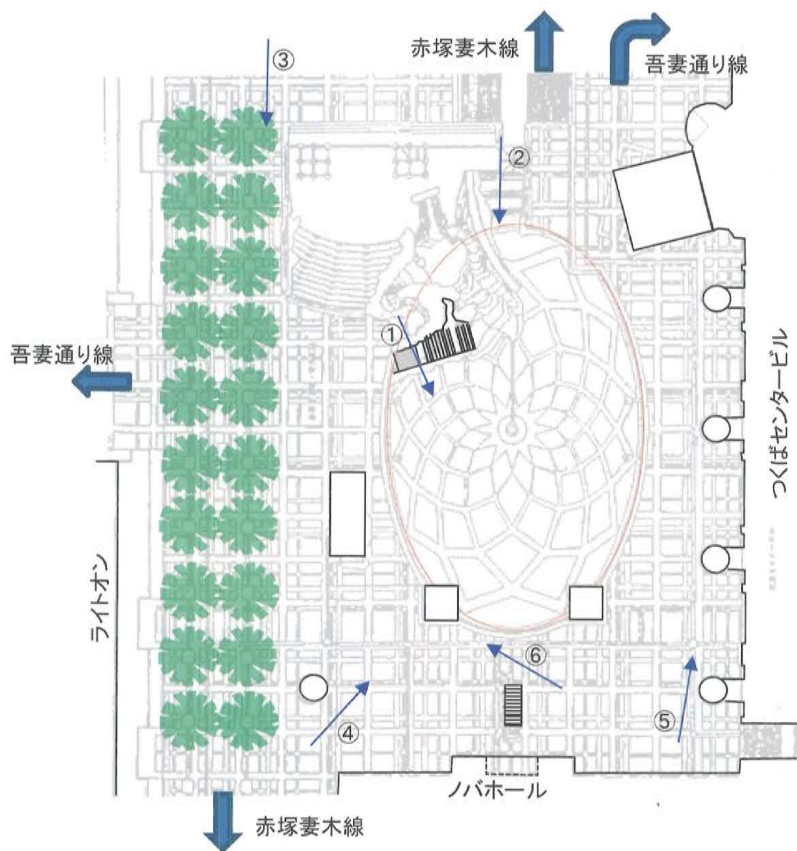


写真 ①（上層から見た下層広場）



写真 ②（北から見た下層広場）



写真 ③（上層の赤塚妻木線沿い）



写真 ④（ノバホール前の広場）



写真 ⑤（つくばセンタービル前）



写真 ⑥（換気塔）



2) 歩行空間の管理と規制

◆管 理

つくばセンター地区の歩行空間は、歩行者専用道路としてつくば市の都市建設部道路課が所管して、毎年度当初に入札によって民間企業に委託して管理が行われている。

管理の内容は、通常の管理として、下表のとおり行われている。

管理項目	実施回数	内容
道路清掃	週 3 回	
植栽管理（除草）	2 回／年	草刈り機（肩掛け式）による
〃（剪定）	1 回／3 年程度	高所作業車による剪定
パトロール	週 3 回	車両による巡回パトロール

上記の管理のほかに、台風などの大雨等で排水桝が詰まることもあり、事前に点検と除去作業を、市職員で行っている。特につくばセンター地区の歩行者専用道路は樹木が多く、これらからの落ち葉が桝に溜まるが多く、課題とされている。また、平成 21 年度は、ムクドリ営巣によって糞公害（汚れ、臭い）が発生し、営巣場所となる高木（ケヤキ）の剪定を緊急に行うなど、緑の多いつくばセンター地区特有の管理をしている。

通常管理以外にも、歩行者専用道路上に各種の花の植樹（プランター。多くはコンクリート製）があり、各種の団体等が季節ごとの花を植え来街者に憩いを与えているが、管理主体等が一元化されておらず、景観としての一体感に乏しい。

公園などで行われる「指定管理者制度」は、当該施設の管理には導入されていないが、つくばセンター地区の活性化の重要な施設である歩行者専用道路を、除草・剪定や花植えなど一元的に管理・運営していく工夫が必要と考えられる。

◆ 規 制

歩行空間の利用に関連する法律は、空間の本来の機能である通路を守ることを前提に規定されており、基本的に規制型である。

海外のパリ市の事例などでは、利用をするための条例を定めているものがある。しかし国内の自治体では東京都などに一部見られるのみで、いまだ少数となっている。

我が国における公共空間活用に関する法的位置付けは、下図に示すように道路や公園などといった施設ごとに分かれており、歩行空間を活用した街の活性化については、現段階では、社会実験と言う法律の例外として実施されているのが現状である。

公共空間の活用に係る法令との体系

公共空間	国			自治体		
	法令	許認可	許可者	条例等	許認可	許可者
道路	道路法 道路法施行令	占用許可	道路管理者	条例 規則	占用許可	自治体の 長
	道路交通法	使用許可	所轄の 警察署長	—	—	—
公園	都市公園法	占用許可	公園管理者	条例 規則	占用許可	自治体の 長
				条例 規則	占用許可	自治体の 長
河川	河川法	占用許可	河川管理者	条例 規則	占用許可	自治体の 長

自治体における公共空間活用の条例等のルール化は、上記の法令規則によるほか、街のにぎわい施設として積極的に取り入れるものを整備している。事例としては、東京都の「東京のしゃれた街並み推進条例」や福岡市の「福岡市屋台指導要綱」がある。

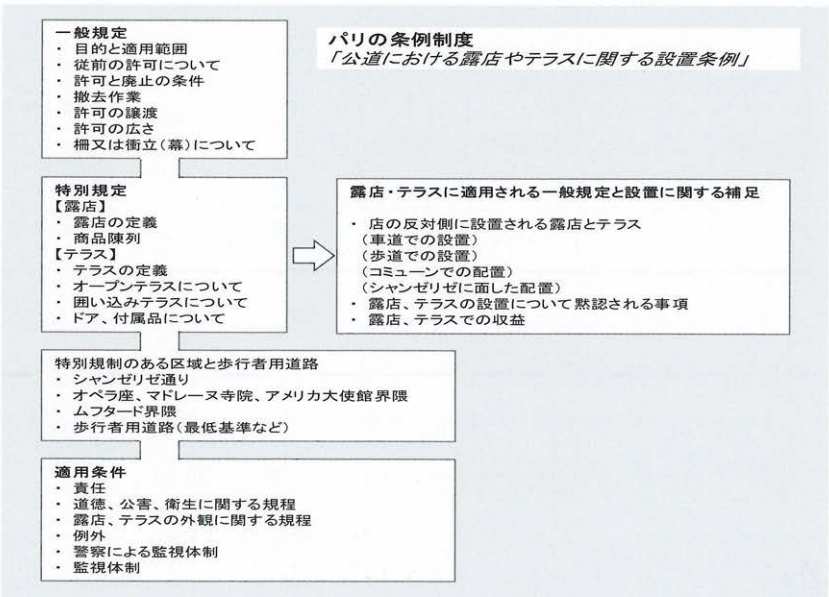
東京都の「東京のしゃれた街並み推進条例」は、都市計画法及びその関連法令によって生み出された民間敷地内の一般開放空間、いわゆる「公開

空地」を活用して「都市の再生を進め、東京の魅力の向上」を目指したもので、「街並み再生地区」（知事指定）における「公開空地」の景観形成等を、まちづくりの団体（東京都登録制）が主体的に行えるとしたもので、公共空間そのものではないが、この条例活用の際に合わせて公共空間の一体的利用をする場合がある。

福岡市の「福岡市屋台指導要綱」は、福岡博多の風物となっている屋台を、要項整備によって合法化しようとしたもので、市内全域で百数十件ある屋台の歩道上での基準（歩行者等空間を2メートル以上確保）を定め、必要に応じて再配置など改善を図るものとなっている。

国内の自治体の条例は、規制緩和又は現状対応を目指したもので、公共空間の積極的活用を目指したものではない。

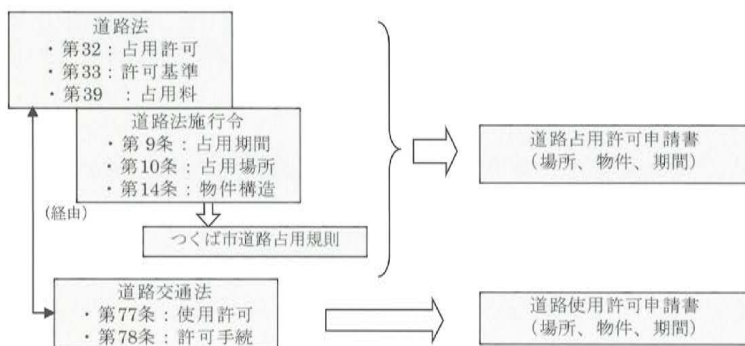
海外の歩行空間活用事例として取り上げられるパリ市シャンゼリゼ通りのオープンカフェがあるが、これはパリ市が「公道における露店やテラスに関する設置条例」によって、下図に示す条例内容に規定されている範囲であれば公道が活用できる積極的なものとなっている。



つくばセンター地区の歩行空間である歩行者専用道路「赤塚妻木線」「吾妻通り線」や「センター広場」、隣接の公園を、活性化などで利用しようとした場合、許可申請手続きが必要で、歩行者専用道路の場合は手続きが道路管理者と警察署の2つの申請が必要である。

公共空間の利用にかかる諸手続きの根拠が、対象区域の施設ごとに異なり、大きく「道路法」適用施設と「都市公園法」適用施設の2つで、「道路法」適用施設は、「道路交通法」の手続きも必要で、前者は道路管理者で、後者は所轄の警察署となる。

1. 道路法適用施設：歩行者専用道路（赤塚妻木線及び吾妻通り線）



まず2つの手続きが必要な「道路法」適用の歩行者専用道路は、その利用に関する手続きとして、歩行者専用道路を公共財産として所有し管理している管理者「つくば市」に対する「占用許可申請」と、歩行者の通行する道路として交通安全を管轄する公安部局「茨城県警察本部」に対する「使用許可申請」である。

以下に、関係法規と手続きにかかる書類を示す。

道路法に関連する「道路占用許可申請」は、同法及び同法施行令並びに管理者の「つくば市道路占用規則」で、基準等が比較的明確で、届出的なもので、まさに届け出ることによって法令等に記載されている内容の範囲内であ

れば基本的に許可され、利用することができる。しかし、もう一方の所轄警察署への「道路使用許可申請」は、『交通の安全と円滑化を図る』ことを基準に判断を受けることから、交通の問題が、場合によると人命にかかわることからすれば当然と言えるが、所轄の判断による届出的なもの以上の難しさがある。

手続きにおいて、条文で「道路法」は自らが指定する申請書を『当該警察署長を経由して行うことができる』とし、また「道路交通法」も自ら（内閣府令）が指定する申請書を『当該道路の管理者を経由して行うことができる』としているが、実際には双方に対する２種類の申請書が必要となっている。

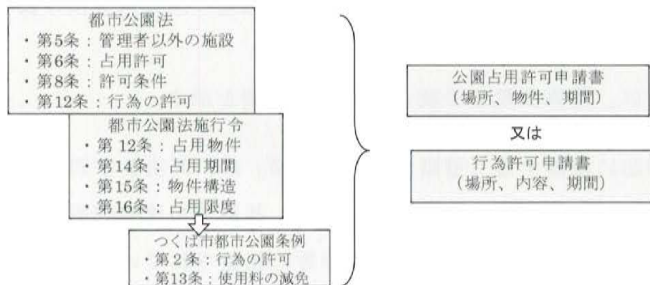
なお、飲食物の販売・提供については、この他に「食品衛生法」の適用を受け、同法第52条の規定に基づき茨城県知事の許可を受けなくてはならない。

次に、「都市公園法」適用施設のセンター広場と公園は、その利用に関する手続きとして、センター広場又は公園を公共財産として所有し管理している管理者「つくば市」に対する、「占有許可申請」を行うこととなっている。

申請は“施設又は工作物の設置”にかかるものと“行為”にかかるもので、適用規程が異なり、申請書様式が変わるが、以下に、関係法規と手続きにかかる書類を示す。

2. 都市公園法適用施設：公園等

(センター広場、松見・中央・大清水・竹園公園)



公園等の施設については、「道路法」適用施設と異なり、「道路交通法」に基づく所轄警察署への申請は不要とされている。

しかし、公園やセンター広場内も人の往来があり、都市公園法第7条の許可に関して『占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず・・・』としていることから、人などの動線に配慮した利用を心がける必要がある。

なお、前頁の関係法規と手続きの図において、申請が「公園占用許可申請書」又は「行為許可申請書」としているのは、関係法令で定められた書式に基づくもので、「公園占用許可申請書」は、施設又は工作物を、公園内を占有して設ける場合で、占有と合わせて行う行為についても許可を受けるもので、施設等を設けない行為のみでは、「行為許可申請書」が不要となる。

なお、関係法令等については、巻末の参考資料に掲載する。

3) 歩行空間活用の現状

(1) 空間利用の実態

つくばセンター地区の対象区域における歩行空間では、現在までに一応はいろいろ活用がされている。

下の図は、つくばセンター地区における平成21年度の年間の既存イベントのスケジュールを表したもので、センター地区全体としては最も寒い2月を除けば毎月何処かで何かのイベントが開催されているように見える。

しかし、イベントの中には公園内（下図中文字緑）や建物内（同青）のものもあり、歩行者専用道路（ペデ）やセンター広場などの歩行空間で行われるイベントとしては、何も開催されない月もあり、まちの賑わいをつくりだすことはできていない。



また、下図中右端の「その他（通年）」（破線枠内）を除きほとんど全てのイベントが年1回の開催で、年間を通して定期的に開催されているものがない。

年1回の開催では、その都度の告知が必要となり、告知を目にした人の範囲しか来場を期待できず、多くの人を集めるためには大規模な告知に多大の費用をかけることになる。「毎月第〇曜日には〇〇がやっている」と言うように、告知をしなくても、来場者側が期待して来るような、例えば「〇〇市」などのイベントの開催が望まれる。

また、個別の主催者で行っている取り組みを、つくばセンター地区全体として一体性を持たせ「常に楽しい歩行空間」にしていく必要がある。



資料提供：つくばセンター地区活性化協議会

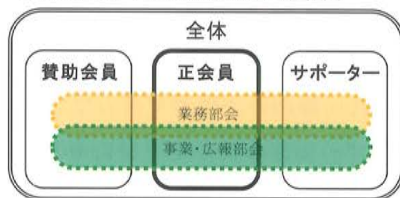
(2) つくばセンター地区活性化協議会の活動

つくばセンター地区では、対象区域内の企業・団体等で構成する「つくばセンター地区活性化協議会」を平成21年7月21日発足させた。

協議会は、人の流れがなく集いが少ない歩行者専用道路や公園などの空間を活用して、賑わいのある街にしようというものである。

会員は、つくば市や区域内の企業団体からなる「正会員」と、茨城県や警察・消防など公共団体とメディアからなる「サポーター」と、区域外の企業団体の「賛助会員」で構成されている。

つくばセンター地区活性化協議会組織図



協議会の設立趣旨は、「つくば市の顔であり玄関口の筑波研究学園都市を歩行者専用道路、センター広場等の機能を生かして、人々が集い、憩い、内外の人々をお出迎えする空間づくり」をめざすとしている。

協議会では、「地域活性化事業」において、賑わい創出のためのイベント等の実施と共に、屋台やオープンカフェ、朝市・夕市など賑わい施設の設置などを行うとしている。また、地域環境整備等事業として、清掃や花壇整備などの美化活動と防犯などの活動を行うとしている。

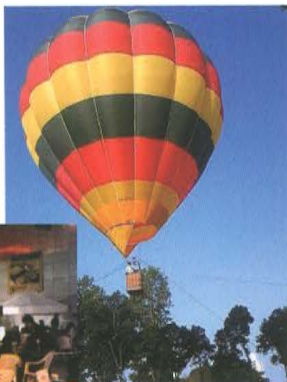


協議会設立以後の具体の活動としては、「事業・広報部会」で公共用地である歩行空間の利用について、つくば市の条例や既存イベントに関して今後調整を進めていくとしている。

また、イベント活動として、会員や地元市民などが参加する催しをこれまでに3回行っている。

一つは、設立記念として「Kick Off イベント」を平成21年9月5日(土)の休日に朝7時から夜の8時まで開催している。

中央公園内の芝生広場での「熱気球搭乗体験」や歩行者専用道路を使った「ペデ★ラリー」、センター広場での「Twilight Jazz Live」を開催し、これと合わせて歩行空間内で、朝市・夕市や移動販売車・ホテルの出店などによる軽飲食施設を展開し、歩行空間を活用した賑わいづくりを行っている。



元物産などを「つく

二つ目は、つくばセンター地区と周辺地域で、地

スタ縁日」として実施したが、これは歩行空間ではなく各地の広場(空地)や公園などを主に展開したものである。

三つ目は、つくばセンター地区の歩行空間において、つくば市や地元企業の建物で行う冬季イルミネーションと連動した「ランタン・アート・フェスティバル」を開催。クリスマス前の冬の夜に市民や地元小学校、協議会メンバーでペットボトル(2ℓ)を活用した6,000個のランタンで飾り多くの来訪者で賑わいづくりを行っている。



4. 国内外の歩行空間活性化事例

1) 国の方針と取り組み

歩行空間を活用した活性化に関しては、古くは江戸時代の日本橋界限に見ることができる。戦乱の時代が終わり平和な世の中になるにつれ、庶民の余暇を過ごす時間が増加し、様々な消費文化が形成されてきた。当時の政府の政治を司っていた徳川家康は、信長・秀吉の時代の規制緩和による経済発展を経験しており、江戸においても種々の規制緩和により、経済の活性化を行っていた。

その一つとして、今でいう公共空間の墨田川岸の通り沿いに、歌舞伎や見世物などの芝居小屋を核にして、その周りに多くの物売りが、縁日的なしつらえで店を構え、政府（幕府）もこれを許し、江戸随一の賑わいを誇ったのが墨田川にかかる両国橋周辺である。

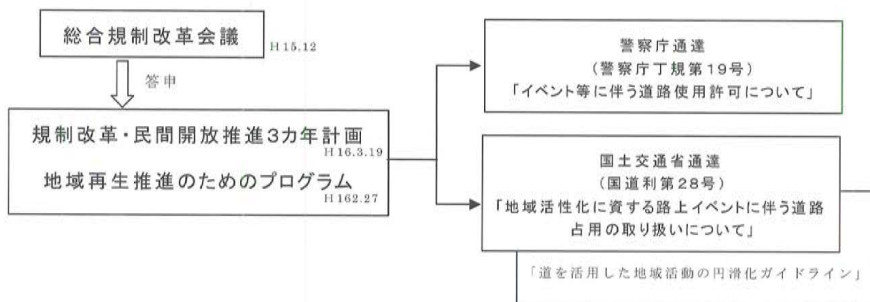


両国橋界限は、江戸が幕府を開く際に川の流れを変えるなどの水利改修を行い、川を物資輸送や交通機関として水運に利用したことで、活用が進んだ川沿いで、庶民の享楽の場として、往来の人以外にも多くの人を集める賑わいの場所となったものである。



つくばセンター地区も、TXが開通したことで、近隣地域から東京につながるターミナルとして交通の結節点機能を持つこととなった。また、川は無いが、その代わりとなる公共空間の歩行者専用道路が、研究学園都市の各施設への人の流れをつくっていることから、これらを利用して他の地域にない賑わいの場所をつくることが考えられる。

公共空間の活用について、現代の我が国でも、規制緩和によって地域の活性化を図るとして、国の「総合規制改革会議」の答申（平成15年12月）を受け、平成16年に「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」や、「地域再生推進のためのプログラム（平成16年2月27日地域再生本部決定）」によって、道路などの占用を、賑わい創出の観点から弾力的に取り扱う方向が出された。



これに基づき、道路の占用に関連する国土交通省が通達（「地域の活性化に資する路上イベントに伴う道路占用の取り扱いについて（平成17年3月17日国道利第28号）」）で許可基準を定めるとともに、ガイドライン（「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」平成17年3月国土交通省道路局）を示し、また道路使用に関連する警察庁が通達（「イベント等に伴う道路使用許可について」（平成16年3月18日警察庁丁規第19号））を関係部署に発して、国の道路活用にかかる関係省庁が円滑化を図るとしている。

これらの通達では、その対象を「ねぶた祭り」や「阿波踊り」などのまつり・イベントのほかに、オープンカフェなど継続的・反復的に展開するものについても、その利用を前提とした考え方を示している。

両通達ともに、円滑化に当たり関係部署が、積極的に地域活動の協議会などに参画していくことを勧めている。また国土交通省の通達では「継続的かつ反復的に行われるものも見込まれることから、このような路上イベントに伴う道路占用の許可申請に当たっては、その都度申請を行わせるなど申請者に必要以上の申請を求めることのないようにすること。」としている点は、歩行空間を活用した活性化に大いに意味のあるものといえる。

国土交通省のガイドラインでは、

- ・ 道路を活用した収益・非収益全ての地域活動を対象
 - ・ 物件の設置は「公共公益性の配慮」「地域の合意形成」を求める
 - ・ 活動組織は、公共団体を含む協議会形式
 - ・ 各種許可を基に、継続的・反復的活動も可能
- などの基本方針を示すとともに、具体的手続きや事例を示している。

ガイドラインで示す事例としては、

- ・ 山口県宇部市「相生町オープンカフェ」
- ・ 神奈川県横浜市「日本大通りパラソルカフェ&ギャラリー2002」
- ・ 千葉県千葉市「パラソルギャラリー&ユニバーサルカフェ」
- ・ 宮城県仙台市「定禅寺通りストリートジャズフェスティバル」
- ・ 静岡県静岡市「大道芸ワールドカップ in 静岡」
- ・ 栃木県宇都宮市「宇都宮餃子祭り」
- ・ 東京都世田谷区「ボロ市」
- ・ 高知県高知市「街路市」

が示されている。最も古いものは世田谷区の「ボロ市」で約400年前からといわれているものがある。これは地域の文化であり、「文化は、産業や技術に比べて、長い時間生き続ける」よい見本と言える。

2) 歩行空間活性化事例

まちの活性化の取り組みは、既成の中心市街地の衰退問題発生以降、全国各地で行われている。本書をまとめるに当たり、国土交通省のガイドラインに示されたもの他に、国内各地で実施されている事例を国外の事例と合わせて、以下に示す。

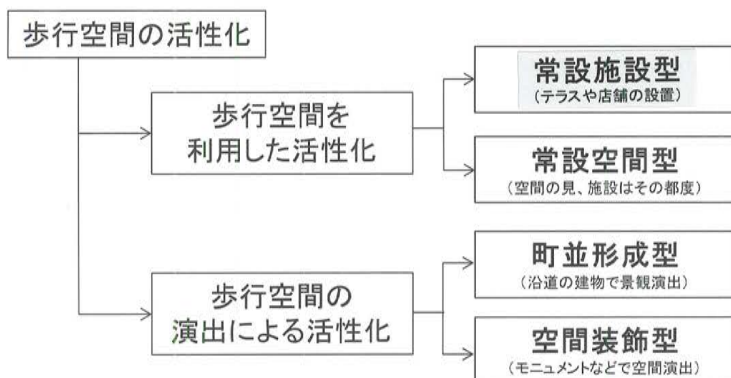
歩行空間の活性化は、イベントなどの催しに空間を利用する形態と、沿道景観の利用を含めて空間を演出する形態がある。

空間を利用する形態には、常設の施設を設置して利用するもの（常設施設型）と、利用時のみ臨時の施設を設置するもの（常設空間型）がある。

また、空間を演出する形態には、沿道の建物など歴史的景観によるもの（町並形成型）と、歩行空間にモニュメントなどの設置によるもの（空間装飾型）がある。

次の頁以降に、空間を利用した「常設施設型」「常設空間型」及び空間を演出した「町並形成型」「空間装飾型」のそれぞれについて、海外の事例とともに国内での事例を示す。

模式図：事例の型式分類



<空間の利用>

歩行空間の活性化の内、空間を様々なイベントなどに利用するため、歩行空間に建物や工作物を常時設置する事例（常施設設型）や、空間の利用場所は固定しているが、開催時ごとに施設などを置く事例（常設空間型）について、以下に紹介する。

◆常施設設型－常設の施設を設置して利用する形態の事例

常施設設型の代表例であり、各地にみられるものとして「オープンカフェ」がある。「オープンカフェ」は、和製語で、フランスでは「テラス」、米国では「サイドウォークカフェ」と言われ、有名なものとしてパリのシャンゼリゼ通りがある。

●シャンゼリゼ通り（パリ市）

古くは19世紀にできた、商人を中心にしたシャンゼリゼの保護団体が、20世紀に「シャンゼリゼ委員会」と改名して、この通りの高級な雰囲気をつくるため、公共的な活動や公共空間の利用などを、行政と交渉をして現在の姿を維持している。新たな店も全て委員会を通さなければ出店できないルールとなっている。

シャンゼリゼの「テラス」も市が定める条例によってコントロールされており、「シャンゼリゼ委員会」を通じて市長の許可を受ける。

市の条例で「テラス」は、幅0.6m以上で、原則歩道の1/3以内で且つ歩行者の通路が1.6m以上残さなければ許可されないことになっている。



© ウィキペディア

形態は、簡易で移動可能な柵で仕切られた中に、テーブル・椅子、パラスルなどを置いているもので、いわゆる「開放型テラス」となっている。

パリ市内には、全体で約10万か所以上の「テラス」があり、その大半

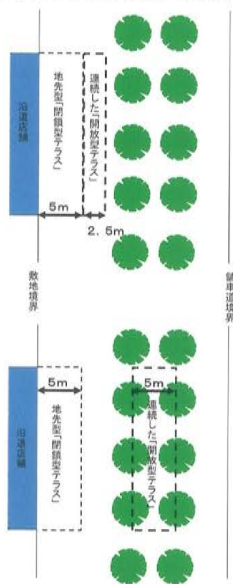
が「開放型テラス」で、一部（約1千か所）に壁やガラス窓で囲った「閉鎖型テラス」もあるが、通りに面して店舗を営業しているものだけに許可され、歩道の広いシャンゼリゼ通りでは、店舗と一体になった「地先利用型」の「閉鎖型テラス」に組み合わせて「開放型テラス」を設けるケースが多い。

右の図は、シャンゼリゼ通りでの「テラス」設置の「地先利用型」とその拡張の組み合わせの基本を示す。

上のケースは「地先利用型」に連続して「開放型テラス」を設ける場合で、その拡張幅は2.5mを限度としている。また、下のケースは「地先利用型」とは分離して「開放型テラス」を設ける場合で、この場合街路樹の間に幅5mを限度としている。

歩道幅員が20mと広いことから、図の上下いずれのケースも、原則である歩道幅員の1/3は適用されていない。

シャンゼリゼ通りのテラス設置例



(財)都市づくりパブリックデザイン船体 著
「公共空間の活用と賑わいまちづくり」から

● 「水辺のオープンカフェ」(広島市)

国内の事例として、広島市の京橋川沿いの「水辺のオープンカフェ」の概要を以下に示す。

「水辺のオープンカフェ」が展開されている場所は、右図に示す広島駅からほど近い京橋川の右岸にある。

広島市は、太田川の扇状地に発展してきた町で、京橋川は本流の太田川を含め6本ある瀬戸内海に注ぐ支流の

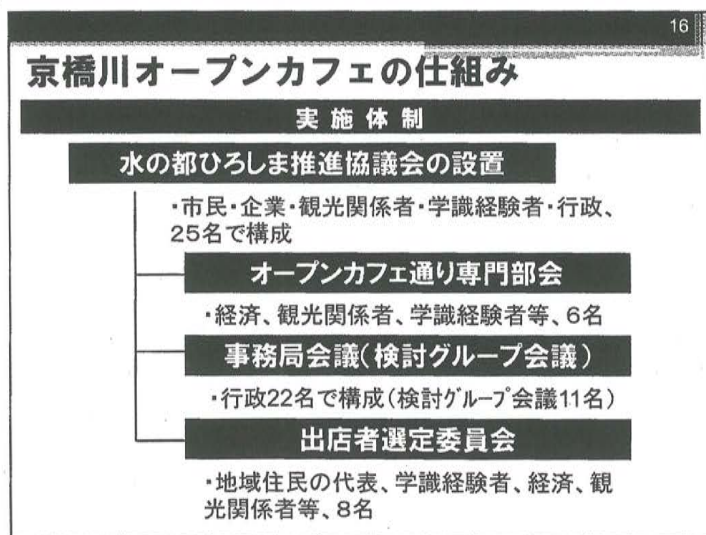


1本である。

京橋川は、広島駅に近い支流の猿猴川と合わせて県管理で、そのほかの4本の国管理河川と合わせ1級河川となっており、事例となった区域も、河川区域の堤防敷きは治水上の規制で活用がされないまま、夜暗く寂しい場所として人々が近寄らず、また駅に近いこともあり自転車や自動二輪車の違法駐輪に悩まされていた。

このような中で、平成2年に市が魅力ある都市づくりとして定めた「水の都整備構想」を基礎に、水辺の利活用の取り組みとして、平成15年に策定した「水の都広島推進計画」の具体的な取り組みモデルとして京橋川右岸での「水辺のオープンカフェ」を実施している。

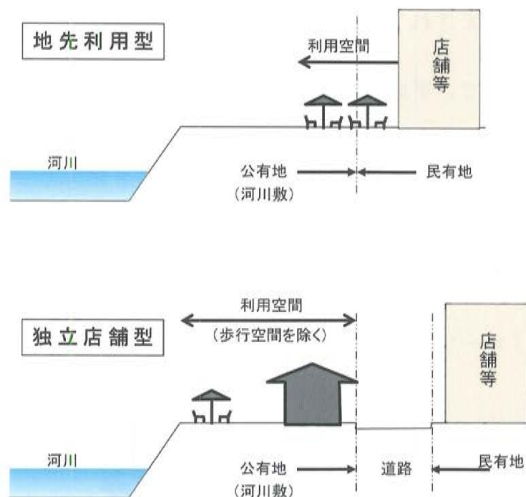
推進の母体としては、市域全体の方針を出す「水の都ひろしま推進協議会」の中の「オープンカフェ通り専門部会」で取り組んでいる。



具体化に当たっては、専門部会を支える検討グループとして行政の関係部署を中心とした「事務局会議」と、地域の関係者や学識経験者で構成す

る「出店者選考委員会」が行っている。

利用形態としては、計画地に面した店舗が行う「地先利用型」と、計画地が道路で既存店舗などと分断している区間に一定の区画に公募で選考された者が出店する「独立店舗型」がある。



利用の範囲に関する規定はなく、事前に整備された遊歩道（河川敷を都市緑地指定し整備）を限界としている。

公共用地（河川敷・都市緑地）の利用にかかる占用料としては、利用者の負担はないが、利用面積に合わせて事業協賛金を推進協議会が徴収し、これを周辺環境整備費に充てている。

事業協賛金は、「地先利用型」及び「独立店舗型」の建物を除くデッキ部分が $200 \text{円}/\text{m}^2 \cdot \text{月}$ と、「独立店舗型」の建物部分が $1,000 \text{円}/\text{m}^2 \cdot \text{月}$ としている。

「水辺のオープンカフェ」では、現在「地先利用型」が4件と「独立店舗型」が4件（うち2件は一体利用）の利用がある。

右の上段の写真は、「地先利用型」の一例「ホテル JAL シティ広島」で、利用空間全体に統一舗装をして、自己敷地（写真、壁側の椅子テーブル）と公共用地（赤いパラソル付きの椅子テーブル）を一体的に利用している。



地先利用型：ホテル JAL シティ広島

中段 2 枚の写真は、「独立店舗型」区画の両端からの景観で、遊歩道を挟んで川沿いにオープンカフェのゾーンを設けている。



独立店舗型：京橋川の下流からの景観

この区間の遊歩道は 3 m 程度でカフェ利用者以外も、ここを通行する。



独立店舗型：京橋川の上流からの景観

夜には、イルミネーションに飾られた場所となり、比較的若い世代の人たちが利用する。

営業時間は、周辺住民との協議により通年「7:00～22:30」となっている。当初あったデッキ部分も、季節による空調の必要性から壁を設けており、オープンな部分は川沿いだけとなっている。



独立店舗型：夜景

◆ 常設空間型—常設の空間で反復する催しに利用する形態の事例

「常設施設型」と区分して、常設の施設は設置しないが特定の空間で、曜日や日にちで催しを開催する利用形態がある。

土曜・日曜など曜日毎に開催するものや、毎月決まった開催日に催しを行うもので、来場者に事前に告知しなくても開催日が分かる「〇〇市」などがその代表である。このほか、大道芸なども、同じ場所で毎週または毎月同じ曜日や日に行うこともある。

基本的には、空間としての場所を固定するのみで、施設などは開催時に設置することから、開催時以外は本来の歩行空間として活用される。

● 広場を利用した市場（国外：ヨーロッパ各地）

ヨーロッパの古い町並みは、道幅が狭く公共空間に張り出して「市」などの催しをすることが少ない。そのため、自動車を締め出し「歩行者天国」として買い物と大道芸などを展開するデンマーク・コペンハーゲンの「ストロイエ」が有名である。

公共空間をより活用した賑わいとして、よく見かけるのがヨーロッパ各地の都市の広場における事例だ。

ヨーロッパにはその発展の歴史から、都市の中央などに広場を設けているが、この広場を利用して「市」や大道芸などにより賑わいをつくっている。多くの広場は、政治・宗教にかかわるものであり、恒常的なものではなく、たとえば「クリスマス市」のような大きなイベントに合わせて開かれる。右の写真はつくばセンター地区の「センター広場」のモデルとなったものだが、日常的な「市」は行われな



ローマ カンピドリオ広場
提供：上野ログハウス

しかし、地方の中小都市の広場では、

日用品を毎日売る「市」や休日ごとに花や果物を売る「曜日市」が立ち市民の社交の場となっていることもある。

右の写真は、フランス・アルザス地方の都市ストラスプールの広場で、毎週週末には「市」が立ち、花や野菜・果物など、近郊の農家からの品物が並ぶ。

市当局の条例に従って、それでも広場の周囲にいっぱいのお店が並び、人々が集ま



ストラスプールのブローグリー広場
提供：上野ログハウス

る賑やかな場所を演出している。この都市には、この広場のほかにも幾つかの広場があり、たとえば教会（ストラスプールの大聖堂）前の広場では、観光客向けの絵描きや、大道芸が催され、来場者を楽しい気持ちにさせる、「市」とは違う賑わいを出す。



● 通りを利用した市場（国内その1：岩手県盛岡市「よ市」）

我が国の「常設空間型」としては、歩道が狭いこともあり、道路の一定区間を歩行者天国として車を排除して、歩車道一体で行うケースが多い。

事例は、盛岡市内の材木町内の通りで、毎年4月から11月までの毎週土曜日に開催される「よ市」である。

現地は当日小雨模様であったが、恒例となっている催しに大勢の市民が訪れていた。

盛岡市材木町は、古くは南部藩時代の盛岡城築城の材木商人町で、盛岡市内有数の商店街であった。



「よ市」岩手県盛岡市

昭和30年代に大型店の出店する他の商店街が形成されると、古い町並みで道路が狭いことなどから徐々に地盤沈下してきた。

昭和41年にこれまであった組織を合同して「盛岡市材木町商店街振興組合」を設立し、道路拡幅など物理的な取り組みを目指したが進展せず、平成49年から、商店街の約430mの通りを歩行者天国として、路上買物市「よ市」をスタートさせた。

右の写真は、春の開催状況である。

当初は手探り状態から始まったが、継続することで地元消費者や観光客の関心をつかみ、平成21年で32年間となる現在では全国の商店街関係者などが毎年数多く視察に訪れるほどとなった。



「よ市」春の開催状況 写真提供:盛岡タイムス

組合では、「よ市」のポリシーを『風が吹こうが雨が降ろうが、必ず定期的に開催する』という継続の志が現在の状況をつくったとしている。

「よ市」の運営は、年間を通じての公共機関への届出などを「盛岡市材木町商店街振興組合」が取りまとめ、下部組織として「材木町よ市実行委員会」を設け行っている。出店者から、公共機関への届出等の費用のほか、毎月の使用料を徴収し、手続きの費用のほか、広報や新聞などへの広告掲載費用、イベント費用に充てている。使用料は、1区画（概ね間口1間程度で場所により差がある）当たり、3,000円/月となっている。出店者の店舗形態は自由で、特段のルールを設けてはいない。

店舗の種類は、基本的に周辺の農産物が中心で、果物や季節の花、手作り惣菜、パン、地ビール、ワインなども並ぶ。出店者の数は、組合内が35～36店舗、組合外が75店舗程度となっている。毎回平均して100店舗程度が出店する。

イベントは、毎回行われるが、開幕の時は恒例となった「餅つき踊り」が



「よ市」開幕のイベントでの餅つき踊り
写真提供:盛岡タイムス(Web News2004年4月4日)

地元の姉様衆により披露され、つきあがったアンコロ餅が来場者に配られることから、右の写真のように、道を埋め尽くす人出となる。

● 通りを利用した市場（国内その2：入谷「朝顔市」）

通り型市場の事例としては、年中行事的な催しもある。その代表的なものが、東京都台東区の言問通りで、毎年7月6日から8日まで開催される、下町の風物詩「入谷朝顔市（まつり）」である。



提供：入谷朝顔市実行委員会

「入谷朝顔市」は、戦後の復興・活性化の取り組みとして、明治期に栄えた朝顔栽培の地として復興させたものである。

開催は、朝5時から夜10時までとなっており、歩道沿いに店舗を並べて朝顔の鉢を販売する。

夕方5時以降になると、右の写真のように言問通りの車道を、上の地図の区間車両通行止めとし、各店が一斉に車道側に向けて商いを開始すると、車道に人があふれる。



車道を埋め尽くす人出

提供：入谷朝顔市実行委員会



運営は、「入谷朝顔実行委員会」が行い、委員には台東区長も参加しており、地元警察署とともに支援しており、朝顔店の取りまとめ役である生産者組合と縁日露店の取りまとめ役との調整を行っている。委員会としては、出店者に対して場所代等の費用を課してはいないという。

<空間の演出>

歩行空間の活性化のうち、歴史的建物の保存による町並みの景観を形成する事例（町並形成型）や、モニュメント等により空間を飾る事例（空間装飾型）などの、来場者が楽しく過ごせる歩行空間として演出している事例について、以下に紹介する。

◆ 町並形成型－歩行空間に接する町並みによる活性化の事例

町並みの景観によって人々を引きつけ活性化している例は、古い都市において見られる。

● 歴史的建物の保存による空間演出（国外：ヨーロッパ各地）

ヨーロッパ各地の古い都市の多くは、古代ローマ時代以降形成された町並みが残るところがある。建物などの骨格を石でつくることから、火災や戦火などにも耐え、現代までその景観が保たれている。

イタリアの首都ローマとその市内にあるバチカン市国は、古代ローマの文化遺産的建造物が数多く残り、建物の外観や泉などの建造物と、そこに設けられた様々な彫刻は、来訪者に遠い昔を見せる見応えのある街並みをつくっている。



イタリア ローマ「トレヴィの泉」
提供：S・Hoshino.Com フリー素材屋 Hoshino Vol40

アドリア海沿岸の町ドブロブニク（クロアチア）は、中世の貿易都市の名残の町並みや屋並を保全し、その景観は多くの観光客を集めている。



ドブロブニクの眺望
ワールドワイド水戸黄門「第七の世界遺産写真集」より



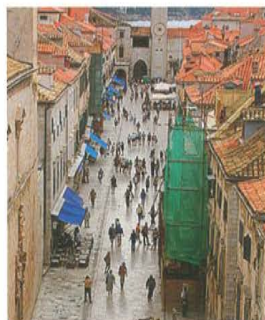
沿岸の城郭と屋根なみ
ワールドワイド水戸黄門「第七の世界遺産写真集」より

クロアチアの独立時の戦争により、街の多くの建物も被害を受けて、現在でも町を眺望する高台に至るロープウェイは破壊されたままだが、市街地は修復が進み、城郭都市の面影など歴史的な景観とともに、レストランやショップ、市場などで、賑わいのある空間を演出している。



ドブロブニクの市場
ワールドワイド水戸賞門「第七の世界遺産写真集」より

歴史的な景観とともに、レストランやショップ、市場など



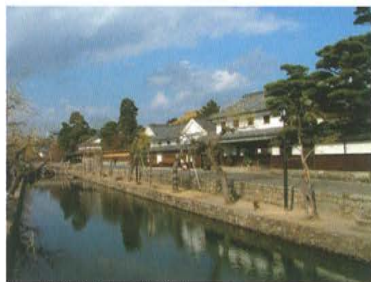
市街地の町並み
ワールドワイド水戸賞門
「第七の世界遺産写真集」より

で、賑わいのある空間を演出している。

● 歴史的建物の保存による空間演出（国内：倉敷ほか）

我が国においても歴史的建物の保存によって、空間を演出し人々を集めている。その代表的なものが岡山県倉敷市の「倉敷美観地区」で、江戸時代の中国地方の物資集散の水路「倉敷川」を中心に、当時の商家や蔵のある街並みを形成し、近代の紡績関連の施設と合わせて、多くの観光客を集めている。

歴史的建物以外も、概観を統一し美観地区内の通りを歩く人々に、全体としての空間演出をしている。



倉敷川沿いの町並み
出典：裏辺研究所「日本の旅・鉄道見聞録」より



腰板と白壁の景観を統一した市街地
出典：裏辺研究所「日本の旅・鉄道見聞録」より

比較的近代の建物の紡績工場跡は、記念館やレストランとして、また近代に建築された大原美術館なども含め、様々な時代の建造物で町並みを形成している。

関東地区では、埼玉県川越市の旧市街地の歴史的建造物を保存し、近郊を含め観光客を集めている事例がある。

川越は、江戸時代から北の守りと物資の供給地として栄えた川越藩の城下町で、明治期の大火以後につくられた蔵造りの店舗の町並みを現在に残している。概観を黒で統一した町並みは、テレビドラマの影響もあり、来訪者が増加し、それに合わせて看板や暖簾なども当時の物にしてきたことで、通りを歩く人々に時代を想像させる空間演出をしている。



川越のシンボル「時の鐘」と町並み
出典：裏辺研究所「日本の旅・鉄道見聞録」より



蔵のある街並み
出典：裏辺研究所「日本の旅・鉄道見聞録」より

「町並形成型」の空間演出の事例は、国内外ともに歴史のある都市のものである。研究開発の拠点としてのニュータウン開発によってできた新しい都市である「つくばセンター地区」では、同じものは困難であるが、周辺の建物景観が、それに面した歩行空間の活性化にも重要な要素であり、今後新たに建築される建物や、既存の改築について共同して景観をつくるルールを導入することも、町並み景観の形成で活性化を実現している各事例から、本書の目的である「活性化」の一つと言える。

◆ 空間装飾型－歩行空間の装飾による活性化の事例

歩行空間を演出して活性化を図る方法として、先の「町並形成型」のように周辺の建物による方法の他に、比較的新しい町や、町並みでは演出できない都市において用いられているものとして、歩行空間のモニュメントなどにより行われているものがある。

その方法には、例えば中華街のように中国風の門（ゲート）や商店街のアーケードなどの空間を他と区別させるものと、歩行空間に各種の像や舗装面にプレートなどを並べ、空間そのものを魅力あるものにするものがある。

ここでは、歩行空間に魅力づけをする事例を以下に示す。

● スターの手形・足形プレート（国外：アメリカ ハリウッド）

映画の都として有名なアメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルスハリウッド大通りの劇場前の歩道は、今や世界的に有名な歩行空間である。

この劇場（Chinese Theater）前の歩道には、ハリウッド映画のスター達の手形・足形とサインが書かれたプレートが数多く敷かれているのです。1927年に誤って出来た女優の足跡に手形とサインを加えて残したことから始まったもので、今では230人程になり、毎年新しいスターが加わっている。



ハリウッド大通りの歩道
© ロサンゼルス観光



© ロサンゼルス観光局

全世界で上映される映画のスター達の手形・足形に会うために、世界中から観光客が訪れる、歩行空間がこれほどまで人々を集めているものは少ない。

気候風土にも恵まれ、多くの来訪者向けに

郊外にはディズニーランドやユニバーサルスタジオも立地して、これらの相乗効果で街の活性化につながっている。歩行空間の演出として最も成功している事例と言える。

● 妖怪ワールド『水木しげるロード』（国内：鳥取県境港市）

鳥取県境港市は、埋め立て問題で揺れた中海と日本海に挟まれた弓浜半島の北端に位置する人口 36,292 人（平成 21 年 3 月現在）の小さな都市である。

島根県との県境に位置し、米子市や島根県県庁所在地である松江にも比較的近いことから、市内の商店街は衰退していた。

このような中で、境港市が中心市街地の活性化として、周辺地域の商店街への回帰を目指して始めたのが『水木しげるロード』の整備であった。



水木しげるロード（手前は目玉おやじ）

地元出身の漫画家「水木しげる」

氏の代表作『ゲゲゲの鬼太郎』に登場する妖怪をモチーフにしたブロンズ像を、JR 境線「境港駅」から続く約 800 m の商店街通りの歩道に設置し、通りを楽しく演出した。



ポストの上のブロンズ

整備を、境港市の事業（一部のブロンズ像を公募により参加者負担）で行い、運営を「境港市観光協会」が中心に実施している。また、沿道の商店・事業所からなる「水木しげるロード振興会」がキャラクター商品などの開発・販売や、中核施設の「妖怪神社」の設立を行い、官民共同の取り組みとして現在も推進している。

当初のブロンズ盗難の全国ニュースがきっかけで知名度が上がり、目標とした80体を超え平成21年9月現在134体までになり、平成20年は年間で172万人が来場する通りとなった。

平成5年のオープン以降、JR 境線の「鬼太郎列車」運行や「鬼太郎のイラストバス」運行、「妖怪神社」建立、「水木しげる記念館」開設など、2～3年毎に新しいものを加えていき、「ゲゲゲの鬼太郎」の映画化やテレビの新シリーズ化などと共に、来場者が増加し、一時期「シャッター街」であった商店街も新規出店で活気を取り戻している。

我が国における歩行空間など空間演出の成功例と言える。



「ねずみ小僧」がいる市内の川に架かる橋

5. つくばセンター地区の

歩行

空間活性化の課題

5. つくばセンター地区の歩行空間活性化の課題

つくばセンター地区の歩行空間活性化に向けて、今後取り組んでいくことは、「2. つくばセンター地区を取り巻く社会状況」で示した通り、対象エリアの衰退を防ぐために必須のことである。

しかしながら、そのためには「3. つくばセンター地区の歩行空間の現状」について「4. 国内外の事例」を参考にして改善すべき課題が存在する。以下に課題抽出と今後のために必要な取り組みを整理した。

まず、「2. つくばセンター地区を取り巻く社会状況」から見た、ポイントとなる現状・課題とそこから求められる取組の方向を以下に示す。

現状・課題	取組の方向
1. 歩行空間が寂しい	・ 来訪機会を増す
2. つくば市及び周辺地域の人口が増加しない	・ 広域圏から集客
3. 不況に伴う来訪者減少	・ 手軽で楽しい空間づくり
4. 歩行空間の一部に変質者注意箇所がある	・ 安全な空間づくり
5. 周辺に大規模集客施設が立地し客が分散	・ 特性を生かした差別化

次に、「3. つくばセンター地区の歩行空間の現状」から見た、ポイントとなる現状・課題とその改善方向を以下に示す。

現状・課題	改善方向
1. 歩行空間は活用できる場所は多い。	・ 活用空間を決め活用
2. 歩行空間を積極的に利用する条例がない	・ 活用条例の整備（当面は社会実験）
3. 占用料が高い	
4. その都度手続きが必要（市と警察署の2つ）	・ 協議会等で通年一括化
5. 利用が少なく、各イベントがバラバラ	・ 協議会等で管理
6. 通年で開催するイベントがない	・ 朝市などを通年で開催

また、「4. 国内外の事例」から見た、参考となる取り組み形体等を以下に示す。

取り組みの参考となるヒント	
1.	江戸時代も公共空間を利用して、庶民の余暇時間に対応した賑わいをつくっている(両国橋周辺)
2.	国は公共空間活用に向け規制緩和を通告(「地域再生推進のためのプログラム」に関連した国土交通省・警察庁の通告)
3.	国内各地で社会実験を実施し、空間活用の定着を進めている
4.	国内外とも歩行空間にテラス等の施設を設置した活性化事例がある
5.	継続的に行うことで知名度が上がり、より集客できる
6.	公共団体との調整は協議会が一括して実施
7.	協議会は利用の基本ルールまでで、運営は自主性を重んじる
8.	空間演出は地域性を出した独自のもの

上記の整理を基に「つくばセンター地区の歩行空間活性化(その2)」編において、つくばセンター地区における歩行空間活性化の具体策の提案を行うこととする。

なお、本編で使用した各種資料については、巻末の資料編を参考にされたい。

つくばセンター地区の歩行空間活性化
(その1 現状と課題)

資 料 編

つくばセンター地区の歩行空間活性化

(その1 現状と課題)

資 料 目 次

資料1. つくば市の人口と伸び率	63
資料2. つくば市の研究学園地区の人口と伸び率	64
資料3. つくば市周辺都市の人口と伸び率	65
資料4. つくば市内のT×駅1日平均乗客数の推移	67
資料5. 財団駐車場の各年度の1日平均利用台数	67
資料6. つくば市における自家用自動車保有台数	68
資料7. つくばセンター地区周辺の主な既存の取り組み	69
資料8. 国土交通省の通達	72
資料9. 警察庁の通達	74
資料10. 道を活用した地域活動事例集	77
資料11. 国の法令等	87
資料12. 地方公共団体の条例等(つくば市)	100
資料13. 公共団体の条例等	105

(つくば市以外の活性化に関連する条例等)

資料 1. つくば市の人口と伸び率

※ 「2008 統計つくば」(つくば市 平成20年度版)より

※ 各年10月1日現在の人口

年	男		女		計		世帯数
	人数	伸率%	人数	伸率%	人数	伸率%	
平成10年	93,406		87,964		181,370		66,114
平成11年	94,157	0.80	88,647	0.78	182,804	0.79	67,304
平成12年	94,705	0.58	89,193	0.62	183,898	0.60	68,438
平成13年	95,130	0.45	89,844	0.73	184,974	0.59	69,291
平成14年	95,713	0.61	90,570	0.81	186,283	0.71	70,340
平成15年	96,360	0.68	91,326	0.83	187,686	0.75	71,310
平成16年	97,328	1.00	92,198	0.95	189,526	0.98	72,832
平成17年	98,338	1.04	93,244	1.13	191,582	1.08	74,656
平成18年	99,837	1.52	94,815	1.68	194,652	1.60	76,635
平成19年	101,509	1.67	96,344	1.61	197,853	1.64	78,778
平成20年	102,820	1.29	97,608	1.31	200,428	1.30	80,488

資料2. つくば市の研究学園地区の人口と伸び率

※ ※ 「2008 統計つくば」（つくば市 平成20年度版）より

※ 各年10月1日現在の人口

※ 研究学園地区：北郷、八幡台、春日1~4丁目、東新井、二の宮1~4丁目、小野川、松代1~5丁目、大わし、藤本、観音台1~3丁目、長峰、東1~2丁目、稻荷前、高野台1~3丁目、西原、天王台1~3丁目、天久保1~4丁目、吾妻1~4丁目、竹園1~3丁目、千現1~2丁目、並木1~4丁目、梅園1~2丁目、立原、南原、花畑1~3丁目、西沢、旭、大穂、上沢、牧園、池の台、松の里、若葉

年	計		世帯数	年	計		世帯数
	人数	伸率%			人数	伸率%	
平成10年	65,456		31,398	平成16年	73,133	2.28	35,655
平成11年	66,504	1.60	31,803	平成17年	74,997	2.55	37,546
平成12年	67,939	2.16	32,799	平成18年	76,453	1.94	38,347
平成13年	69,242	1.92	33,556	平成19年	77,936	1.94	38,818
平成14年	70,502	1.82	34,159	平成20年	78,251	0.40	38,862
平成15年	71,501	1.42	34,654				

資料 3. つくば市周辺都市の人口と伸び率

	土浦市				牛久市			
	男	女	計	伸び率%	男	女	計	伸び率%
平成 10 年	72,285	72,206	144,491		35,368	35,475	70,843	
平成 11 年	72,632	72,536	145,168	1.005	35,983	36,208	72,191	1.019
平成 12 年	71,818	72,288	144,106	0.993	36,452	36,662	73,114	1.013
平成 13 年	71,948	72,721	144,669	1.004	36,862	37,110	73,972	1.012
平成 14 年	71,863	72,925	144,788	1.001	37,173	37,543	74,716	1.010
平成 15 年	71,556	72,848	144,404	0.997	37,551	37,866	75,417	1.009
平成 16 年	71,830	72,782	144,612	1.001	37,720	38,056	75,776	1.005
平成 17 年	71,694	72,366	144,060	0.996	37,988	38,314	76,302	1.007
平成 18 年	71,589	72,114	143,703	0.998	38,327	38,695	77,022	1.009
平成 19 年	71,686	72,223	143,909	1.001	38,670	39,148	77,818	1.010
平成 20 年	71,515	72,185	143,700	0.999	38,997	39,356	78,353	1.007

※ 周辺都市：土浦市、牛久市、阿見町

※ データは、各公共団体の公表されている統計資料より。

※ 土浦市は、各年 10 月 1 日時点の人口

(但し、土浦市の人口は、平成 17 年までは新治村との合計)

※ 牛久市・阿見町は、各年 4 月 1 日時点の人口

	阿見町				3市町合計			
	男	女	計	伸び率%	男	女	計	伸び率%
平成 10 年	23,167	23,477	46,644		130,820	131,158	261,978	
平成 11 年	23,134	23,547	46,681	1.001	131,749	132,291	264,040	1.008
平成 12 年	23,128	23,576	46,704	1.000	131,398	132,526	263,924	1.000
平成 13 年	23,027	23,627	46,654	0.999	131,837	133,458	265,295	1.005
平成 14 年	23,160	23,684	46,844	1.004	132,196	134,152	266,348	1.004
平成 15 年	23,249	23,726	46,975	1.003	132,356	134,440	266,796	1.002
平成 16 年	23,463	24,001	47,464	1.010	133,013	134,839	267,852	1.004
平成 17 年	23,569	24,000	47,569	1.002	133,251	134,680	267,931	1.000
平成 18 年	23,608	24,059	47,667	1.002	133,524	134,868	268,392	1.002
平成 19 年	23,634	24,021	47,655	1.000	133,990	135,392	269,382	1.004
平成 20 年	23,690	24,064	47,754	1.002	134,202	135,605	269,807	1.002

資料4. つくば市内のTX駅1日平均乗客数の推移

※ 平成20年度（4月～3月）までの数値は、統計つくばの資料による。

※ 平成21年度の数値は、つくば市ホームページ「つくばエクスプレスの利用状況（平成21年8月現在）」で公表されている4月～6月までの平均値

年	つくば駅		研究学園駅		万博記念公園		みどり野		つくば域計	
	人数	対前年比	人数	対前年比	人数	対前年比	人数	対前年比	人数	対前年比
平成17年度	11,100	%	1,000	%	700	%	1,000		13,800	
平成18年度	12,100	9.01	1,300	30.00	1,000	42.86	1,400	40.00	15,800	14.49
平成19年度	13,700	13.22	2,000	53.85	1,200	20.00	1,900	35.71	18,800	18.99
平成20年度	14,700	7.30	3,100	55.00	1,500	25.00	2,200	15.79	21,500	14.36
平成21年度	15,400	4.76	3,600	16.13	1,700	13.33	2,400	9.09	23,100	7.44

資料5. 財団駐車場の各年度の1日平均利用台数

※年間平均（1日）は、年間利用台数を年間日数で除したもの。

年	収容台数		年間利用台数		年間平均	
	台数	対前年比	台数	対前年比	台数	対前年比
平成12年度	4,324					
平成13年度	4,604	1.06	3627927	-	9,940	-
平成14年度	4,537	0.99	3719297	1.03	10,190	1.03
平成15年度	4,131	0.91	3702753	1.00	10,145	1.00
平成16年度	3,972	0.96	2869704	0.78	7,841	0.77
平成17年度	4,503	1.13	3193975	1.11	8,751	1.12
平成18年度	4,863	1.08	3203712	1.00	8,777	1.00
平成19年度	4,876	1.00	3160913	0.99	8,660	0.99
平成20年度	4,876	1.00	3151985	1.00	8,612	0.99

資料6. つくば市における自家用自動車保有台数

※ 数値は、平成18年度までを「2008統計つくば」、平成19年度は、「茨城県統計年鑑」による。

年	乗用自動車		軽自動車		合計	
	台数	対前年比	台数	対前年比	台数	対前年比
平成11年度	88,054	%	26,324	%	114,378	%
平成12年度	89,908	2.106	27,622	4.931	117,530	2.756
平成13年度	91,384	1.642	28,772	4.163	120,156	2.234
平成14年度	92,583	1.312	29,932	4.032	122,515	1.963
平成15年度	93,288	0.761	31,177	4.159	124,465	1.592
平成16年度	94,927	1.757	32,519	4.304	127,446	2.395
平成17年度	96,124	1.261	34,236	5.280	130,360	2.286
平成18年度	96,156	0.033	35,972	5.071	132,128	1.356
平成19年度	95,928	-0.24	37,868	5.271	133,796	1.262

資料7. つくばセンター地区周辺の主な既存の取り組み

時期	イベント名	場所	主催者	概要	
4月下旬の日曜	つくば公園通り音楽祭 [ベデオン]	つくばセンター地区 ペDESTリアンデッキ及び周辺 施設の一部	つくば公園通り 音楽祭実行委員会	民	つくばセンター地区のベデオ ンデッキをステージ とした音楽祭。2009年より 開催
4月下旬の日曜 (不定期)	ミルクまつり	つくばセンター地区 ペDESTリアンデッキ及び周辺 施設の一部	(株)ミルク宅配便	民	パステライズド牛乳を広 める為のイベント
4月中旬から1 週間	アースデイつくば 環境パネル展	つくば クレオスクエア	アースデイつ くば 実行委員会	民	4/22のアースデイにちなん だイベント。30を超える市民 団体の活動紹介。2009年 度で19回目。
4・5月 第二土曜	ガーデンコンサ ート&バザール	松見公園	NPO法人つ くば アーバン ガーデニング	民	松見公園「いやしの庭での 活動
4月29～5月5 日 (ゴールデンウィーク 中)	クレオスクエアゴール デンウィークフェスティ バル	クレオスクエア (クレオ前広場)	つくばクレオス クエア	民	ゴールデンウィーク中のイベ ント。
5月第二土曜	つくば フェスティバル	つくばセンター広 場 広場周辺	つくばフェスティ バル 実行委員会	公	つくばの特色である科学を 取り入れた「科学の春祭 り」。国際色豊かな街を象 徴する国際交流事業も併 せて開催。2009年度で21 回目。
5/4～5/6	つくば芸術祭	つくばセンター広 場 広場周辺	筑波大学芸術 系サークル連 合会		筑波大学の芸術系サー クル連合会の学生によるハ フォーマンス。2009年度で25回 目。
6・11月日曜	わくわくまつり	竹園公園	コロポックル・ あおぞら保 育園	民	自主保育など特色ある子 育てに関わるグループが行 っているバザール。保護者や卒 園した子供たちの交流の 場、体験の場でもある。
7月中旬	吾妻まつり	中央公園	吾妻まつり実 行委員会	民	吾妻地区の、学校、家庭、 学年、クラスを超えた出 会いや協力の場としての夏祭 り。2009年度で、29回目。

時期	イベント名	場所	主催者	概要	
8月 第4土曜、日曜	まつりつくば	つくばセンター地区	まつりつくば実行委員会/つくば市/つくば市商工会/つくば青年会議所	公	来場者が40万人を超えるつくば最大の祭り。2009年度で29回目。
9月	KICK OFF EVENT	中央公園・センター地区	つくばセンター地区活性化協議会	公	つくばセンター地区活性化協議会設立記念イベント
9月～翌年1月	つくば国際音楽祭	ノバホール	つくば国際音楽祭実行委員会/(財)つくば都市振興財団	公	つくばを代表する芸術文化事業。2009年度で25回目。
10月土日2日間	つくば産業フェア &農産物フェア	つくばカピオ・大清水公園	つくば産業フェア実行委員会/つくば市/つくば市商工会	公	つくば市最大の産業の祭典。2004年より開催。
10月土日2日間	つくばスローマーケット	つくばセンタービル隣接ベデストリアンデッキ	つくばスローマーケット実行委員会	民	市内外の様々なクラフト・食品の作り手たちが出店。2008年より開催。
10月12日	SPORTS トライアル	中央公園	つくばセンター地区活性化協議会	公	つくスタ縁日との連動企画
11月第三金曜 土曜	つくばチャレンジ	つくばセンター地区ベデストリアンデッキ及び公園	(財)ニューテクノロジー振興財団/つくば市/産総研/筑波大学など	公	自ら考え行動するロボット(自立型ロボット)が、街の中で、「安全かつ確実に動く」ことを目指す技術チャレンジ。2007年より開催。
12月19.20日	ランタンアート 2009	つくばセンター地区ベデストリアンデッキ及び公園	つくばセンター地区活性化協議会	公	
11月下旬～1月中旬	つくば光の森	つくばセンター広場周辺	つくば光の森実行委員会/つくば青年会議所	民	つくばセンター広場のケヤキ並木を20万球の発光ダイオードでライトアップ。2005年より開催。

時期	イベント名	場所	主催者		概要
11 月初旬～1 月下旬	光のメリーゴーラ ンド	クレオスクエア 2F クレオ前広場	つくばクレオスク エア	民	期間中 11:00～20:00 運 行。2005 年より開催。
12 月初旬～1 月下旬	100 本のクリスマス ツリー	つくばセンター広 場(2008 年度は イースつくばで 開催)	NPO 歩ジンつく ばアーバンガ ーデニング	民	つくばセンター広場を賑や かにしようと思ったイベン ト。1998 年より開催。(2008 年度はイースつくばで開 催)
12 月第二土曜	さくら民家園まつ り	さくら民家園	つくば市教育 委員会	公	古民家で昔ながらの遊びを 体験
3 月中旬～下 旬	つくばセントパト リック・フェス	つくばセンター広 場・ペデストリア ンデッキ	つくばセントパ トリックス・フェ ス実行委員会	民	アイルランド系アメリカ人た ちが始め、各地に広まった アイルランドのお祭り。パレ ードも開催。つくばでは 2008 年より開催。

資料 8. 国土交通省の通達

国 道 利 第 2 8 号
平成 1 7 年 3 月 1 7 日

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

殿

(地方公共団体へは参考送付)

国土交通省道路局長

地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて

近年、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、地方公共団体や地域住民・団体等が一体となって取り組むイベントの活用場として、道路が目目されており、このようなイベントに伴う道路占用の許可については、別添の参考資料のとおり「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」や「地域再生推進のためのプログラム（平成16年2月27日地域再生本部決定）」において、その弾力化に向けた措置が求められているところである。

しかしながら、道路が国民の負担により建設管理される公共用物であることや、道路上への物件の設置は、特定人による排他的な使用となる要素があることから、道路の活用にあたっては、公共的な要素等を判断基準としているところである。

このため、道路の活用に対する要請に応えつつ、適切な道路の管理が図られるよう、別紙のとおり許可基準を定めたので、地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の許可にあたっては、下記事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされた。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済みである。

また、路上イベント等の地域活動を実施しようとする者を対象に、本通知と同趣旨の内容を盛り込んだ地域活動の円滑化のためのガイドラインを別途策定、公表することとしており、当該ガイドラインについても追って送付するので参考とされたい。

記

1 地域の活性化等に資する路上イベントは、一時的に実施されるものに限らず、特定の曜日等に継続的かつ反復的に行われるものも見込まれることから、このような路上イベントに伴う道路占用の許可申請にあたっては、その都度申請を行わせるなど申請者に必要以上の申請を求めることのないようにすること。

なお、許可の判断にあたっては、当該道路の交通状況等を勘案し、関係機関と緊密な連携を図ること。

2 別紙の基準は、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、道路占用の許可に当たり弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として支援するものとしての要件を定めたものであるが、当該基準に該当しない場合であっても、個別具体の事例に応じて、実施主体等に対し適切な助言、情報提供等を行い、道路占用の円滑化に配慮すること。

別 紙

地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準

1. 趣 旨

路上で行おうとするイベント（以下「路上イベント」という。）に伴う道路占用の許可に当たり、当該路上イベントが以下の要件を満たす場合においては、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上イベントを支援するものとする。

2. 要 件

(1) 路上イベントの目的

路上イベントは、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの（路上イベントについて、地方公共団体が実施するものでない場合や地方公共団体が協議会等に参加していない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、地域の活性化等の観点から当該路上イベントを支援するもの（支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）を含む。）であること。

(2) 占用主体

路上イベントに伴う占用は、以下のいずれかの者が一括して占用するものであること。

イ 地方公共団体

ロ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ハ 地方公共団体が支援する路上イベント（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）の実施主体

(3) 占用の場所

イ 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

ロ 歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上）を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。

(4) 占用物件の構造

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。

3. 占用許可の条件

占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

イ 迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。

ロ 路上イベントにより多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場等を確保すること。

ハ 路上イベント終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。

ニ その他道路管理者が必要と認める事項。

資料9. 警察庁の通達

原議保存期間10年 (平成26年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第19号
平成16年3月18日
警察庁交通局交通規制課長

イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成15年7月4日閣議決定)による変更後の「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)の別表2及び「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)の別表2においては、地域活性化等を目的とするイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出することとされているところであるが、イベント等に伴う道路使用許可についての基本的考え方及びイベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 イベント等の定義

この通達において「イベント等」とは、地方公共団体等が関与して行われる地域活性化等を目的とするイベント(オープンカフェの設置を含む。)、映画ロケーション等をいうものとする。

2 イベント等に伴う道路使用許可についての基本的考え方

道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項第4号の規定に基づく都道府県公安委員会規則において、道路使用許可を受けなければならない行為として、道路においてイベント等を実施することが規定されている場合は、道路においてイベント等をしようとする者は、警察署長の道路使用許可を受けなければならない。

この場合において、地域住民や道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、オープンカフェ等の経済活動も含め、地域の活性化に資するという社会的な意義を有する場合があることから、イベント等に伴う道路使用許可については、その手続が円滑に行われるよう配慮すること。

また、イベント等に伴う道路使用許可の可否の判断は、警察署長が道路交通法第77条第2項に基づいて個別具体的に行うこととなるが、同項第3号

に該当するものとして、交通への影響度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、そのイベント等の開催目的とともに、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の度合いを見定める必要があることに留意すること。

3 イベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置

(1) 事前相談への適切な対応

イベント等に伴う道路使用許可手続が円滑に行われるためには、イベント等の実施主体から警察に対して十分な時間的余裕を持って事前相談がなされることが望ましいことから、イベント等の実施主体にその旨を周知するとともに、イベント等の実施主体から事前相談がなされた場合は、交通管理の観点から適切な助言、情報提供等を行うこと。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置

ア イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、イベント等の実施主体の責任においてなされるべきものであるが、警察は、イベント等の実施主体に対して、必要な助言、情報提供等を行うことにより合意形成の円滑化に協力すること。

イ 地域住民、道路利用者等との合意形成の円滑化を図るために果たす地方公共団体の役割を踏まえ、必要な助言、情報提供等を行うなどして、合意形成の円滑化に向けた地方公共団体の取組みとの連携に努めること。

ウ 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため必要があると認められるときは、合意形成の状況、合意形成のために必要な措置等について検討を行うため、イベント等の実施主体に対して、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協議の場の設置を求めること。

なお、新しい協議の場を設置する代わりに、警察署協議会等の既存の枠組みを活用することとしても差し支えない。

エ 協議の場には、次の者が参画することが望ましい。

(ア) イベント等の実施主体

(イ) 地方公共団体の職員

(ウ) 地域住民や地元商店街の代表

(エ) 地元商工会議所やTMO (Town Management Organization) の代表

(オ) 地元運送事業者(バス、タクシー事業者等)の代表

(カ) 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための活動を行っていると思われるフィルムコミッション等の代表

(キ) その他協議の場への参画を得る必要のある者

なお、イベント等の規模によっては、パブリックコメント等の手法を用いて当該道路を利用する当該地域外の道路利用者の意見を協議の場に

反映させる措置に配慮することが望ましい。

オ 警察は、例えばオブザーバーとして協議の場に参加するなどして、イベント等が実施される場所の道路交通の状況、交通規制の実施状況、類似のイベント等の実施による周辺交通への影響や地域住民、道路利用者等から寄せられた苦情の有無等について必要な情報を提供するとともに、より交通への影響を少なくするためのイベント等の実施方法等について適切な助言を行うこと。

また、道路占用許可の主体である道路管理者に対しても、例えばオブザーバーとして協議の場への参加を求めるなどして、道路管理者との連携を図ること。

カ イベント等の実施主体が行う協議の場の運営に対して、必要な協力を行うこと。

キ 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための活動を行っていると思われるフィルムコミッション等に対しては、適切な情報提供等を行うことにより、その活動を支援すること。

ク イベント等の実施に伴い地域住民、道路利用者等から警察に対して要望、意見、苦情が寄せられた場合は、可能な範囲でこれを集約し、イベント等の実施主体に提供すること。

資料10. 道を活用した地域活動事例集

道を活用した地域活動の円滑化のための
ガイドライン

平成17年3月
国土交通省道路局

参考資料 2

道を活用した地域活動事例

1. 山口県宇部市 「相生町オープンカフェ」
2. 神奈川県横浜市 「日本大通りパラソルカフェ&ギャラリー2002」
3. 千葉県千葉市 「パラソルギャラリー&ユニバーサルカフェ」
4. 宮城県仙台市 「定禅寺通ストリートジャズフェスティバル」
5. 静岡県静岡市 「大道芸ワールドカップ in 静岡」
6. 栃木県宇都宮市 「宇都宮餃子祭り」
7. 東京都世田谷区 「ボロ市」
8. 高知県高知市 「街路市」

1. 山口県宇部市「相生町オープンカフェ」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・宇部市商店街連合会、相生町商店街、宇部市 ・地元民間組織が主体となり、宇部市は支援する形で実施 		
実施実績	開催実績：平成 14 年 7 月 12 日～10 月 13 日の金土日祝祭日に開催		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・宇部市中心市街地に位置する直轄国道と宇部市道の双方で実施 ・宇部市道上の歩道(幅員 14m)、国道 190 号線の歩道(幅員 12m) 		
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、イスを歩道上に設置しオープンカフェを実施 ・飲食物は近隣店舗にて注文 ・植木、プランターの設置 		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・「宇部市中心市街地活性化基本計画」にそった施策 ・プランターにより歩道部を区分し、4m の通行部分を確保 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	—
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件：4m の通行幅を確保、「オープンカフェ実施計画書」の内容遵守(清掃美化、閉店時の物件撤去、緊急連絡体制整備、設置状況の定期的な確認)等 ・宇部市が占用主体となっている ・道路使用許可条件：歩道部分は 4m 以上を確保、フラワーポット及びテーブル、椅子等は風雨等で転倒・倒壊等しないよう設置等 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 9 年より、地元まちづくり団体を中心に協議・策定した中心市街地活性化計画にて、商業活性化のための事業として実施されたソフト事業 ・地域での実施計画の協議を経て、地元商店街と市の連携のもと、地域の憩いの場創出のために、関係行政機関から所要の許可を得て公共空間を活用している 		



写真提供：宇部市

2. 神奈川県横浜市「日本大通りパラソルカフェ & ギャラリー2002」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・日本大通りパラソルカフェ&ギャラリー2002 実行委員会(日本大通り街づくり協議会準備会、関内・関外 TMO、中区商店連合会、関内地区連合町内会、地元商店街、(財)横浜観光コンベンション・ビューロー、関内を愛する会、横浜まちづくり倶楽部、横浜市で構成) ・事務局:(財)横浜産業振興公社 		
実施実績	開催実績:平成14年5月25日(日)~6月2日(日)9日間		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の中でも歴史的建造物の多い官公庁街である中区日本大通り地区 ・日本大通り(市道)の歩道上(歩道部幅員13.5m) 		
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、イス、パラソル、テント(簡易厨房施設)を設置し、オープンカフェの実施(軽食、飲み物の提供) ・ギャラリー、花屋の設置 ・ステージを設置しダンス等のパフォーマンスの実施 		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道の地権者組織が中心となり実施されている ・屋外では加熱処理の軽食とソフトドリンクのみで、アルコールや本格的な料理は既存店舗の厨房から提供している 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	営業の届出 (催事での食品営業について)
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件:沿道への周知、原状復旧、歩行者通行への配慮等 ・道路使用許可条件:沿道への周知、歩行者動線の確保、交通整理員の配置等 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道部を拡張した道路を中心とし、歴史的建造物を生かし、行政と市民が協働し街づくりが進められている ・歴史的建造物が多い観光スポットにおいて、歩行者を優先したハード及びソフトの整備が賑わいづくりに機能している 		



写真提供:横浜市

3. 千葉県千葉市「パラソルギャラリー&ユニバーサルカフェ」

実施主体	・主催：千葉市・都市景観市民フェスタ実行委員会		
実施実績	開催実績：平成 12 年度より、パラソルギャラリー及びユニバーサルカフェを年数日開催 なお、ユニバーサルカフェについては、平成 15 年度から 4 月～10 月の主に土日祝祭日に開催		
実施場所 (周辺地域・対象 道路の状況)	・パラソルギャラリー：千葉市中心市街地に位置する中央公園及び千葉駅と中央公園を結ぶ中央公園プロムナードの北側歩道の一部 ・ユニバーサルカフェ：中央公園		
主な 活動内容	・パラソルギャラリー：中央公園プロムナード等にて、パラソル約 60 本を設置、パラソル下の空間を市民参加による作品展示やパフォーマンスなどの場として開放 ・ユニバーサルカフェ：中央公園にてテーブル席を設置、TMO が実施		
特徴	・パラソルギャラリーは、中央公園プロムナードの“彩り”と“賑わい”の創出を目的とし、中央公園のユニバーサルカフェ等と視覚的、空間的な連携を図り、賑わいのある景観を創出するため実施しており、企画から運営までを「都市景観市民フェスタ実行委員会」の委員（TMO・会議所・大学・商店街・市民等）等が行っている		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	都市公園占用許可 食品営業許可
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件：占用に起因する第三者への損害についての賠償、道路法・同法施行令等の遵守 等 ・道路使用許可条件：道路使用の範囲を遵守、歩行者等の妨害とならないこと 等 ・都市公園占用許可条件：公園施設、樹木等に支障を及ぼさないこと、公園利用者の安全対策、現状復旧 等 ・食品営業許可条件：建物構造及び設備 等 		
ポイント	・パラソルギャラリー及びユニバーサルカフェは、千葉市の都市景観施策である「都市景観市民フェスタ」事業として実施しており、都市景観にかかる市民意識の啓発、市民の景観形成への参加促進を目的としており、市民及び市民団体等が直接参加できるようになっている		



写真提供：千葉市

4. 宮城県仙台市「定禅寺通ストリートジャズフェスティバル」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・主催：定禅寺ストリートジャズ フェスティバル実行委員会 ・共催：定禅寺通街づくり協議会 ・後援：宮城県、新聞社、TV局他民間企業など ・仙台市は協賛という形で参加 		
実施実績	開催実績：平成3年～ 毎年9月第2日曜とその前日の2日間に渡り開催		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市の中心市街地に位置する定禅寺通り(国道) ・市役所前市民広場・仙台駅・青葉通り・東一番丁通り・東二番丁通り・勾当台公園・西公園・錦町公園・本町・広瀬通りなどに面した公開空地 ・定禅寺通りは12時から19時にかけて車道一部通行止めをしている 		
主な活動内容	市内88ヶ所(2日間)のステージで様々なジャンルの音楽コンサートを実施		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・有志による実行委員会が中心となり実施されている ・民間企業による市民参加の清掃活動が同時に実施されており、参加者には景品等が用意されている 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	—
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件：付近住民への周知、原状復旧、歩行者通行への配慮 等 ・道路使用許可条件：付近住民への周知、歩行者動線の確保、交通整理員の配置 等 ・定禅寺通り以外の場所については、基本的には公開空地を利用しているため、道路占用許可は受けていないが、人が道路に溢れるため、道路使用許可は取得している 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・定禅寺街づくり協議会の共催のもと、市の商業中心地を通る定禅寺通りを中心に行われている ・2日間で50万人以上を動員する大規模なお祭りとなっており、多くの企業の協賛・協力のもと地域活性化に大きく寄与しているお祭りといえる 		



写真提供：(財)仙台観光コンベンション協会

5. 静岡県静岡市「大道芸ワールドカップ in 静岡」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 主催:大道芸ワールドカップ実行委員会 共催:静岡市 後援:静岡県 		
実施実績	開催実績:平成4年～ 毎年11月初旬の週末を含む4日間開催		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 静岡駅前の呉服町通り(県道)、青葉シンボルロード、七間町通り、浅間通りや駿府公園などにて実施 		
主な活動内容	・マジック、ジャグリングなどストリートパフォーマンスを実施		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 企画運営する実行委員会と延べ2,000人を数える大会当日のスタッフが、ほとんど市民ボランティアで構成されている 行政は事務的な手続きを担当し、企画はすべて市民に任せるといったように、行政との業務の棲み分けがはっきりしている 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	—
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> 道路占用許可条件:付近住民への周知、原状復旧、歩行者通行への配慮 等 道路使用許可条件:付近住民への周知、歩行者動線の確保、交通整理員の配置 等 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年より、市民が主導する形で、行政との協働のもと、一過性の単なるお祭りイベントではなくソフト面からの極めて新しい文化的手法による街づくりを目指すことを基本理念に実施されてきた 道路活用がうまくいっている要因としては、「普段歩行者天国となる場所を活用してイベントを開催している」、「行政から関係機関へ働きかけてもらった」、「市民ボランティアによる自主警備を中心とした救急マニュアルを整備した」などが挙げられる 新たなハード施設を作ることなく、道路や公園を活用し、期間中は170万人の来場者が訪れるなど、地域の賑わい作りに大きく寄与している 		



写真提供:大道芸ワールドカップ実行委員会

6. 栃木県宇都宮市「宇都宮餃子祭り」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・主催：宇都宮餃子祭り実行委員会(協同組合宇都宮餃子会、宇都宮商工会議所、日野町商店街振興組合、オリオン通り曲師町商業共同組合、宇都宮観光コンベンション協会で構成) ・企画等：宇都宮餃子会 行政手続き等：観光コンベンション協会 ・後援：宇都宮市、新聞社、テレビ局 等 		
実施実績	開催実績：平成 13 年～ 11 月初旬の土日 2 日間 11 時～16 時		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の中心市街地にある幅員 18.0m(車道 8～9m)の道路 ・平成 14 年には、会場となる一部の道路について車両通行止めを実施(平成 14 年 11 月 2 日～3 日 10 時～17 時) 		
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制をした車道上にテントを設置し、名産品である餃子の調理、販売を行う ・ジャズ演奏のためステージを設置、交通整理・広報等のため案内看板、交通規制看板、横断幕等を設置 		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージや看板等の路上設置物に関し、歩道の確保等を踏まえた会場レイアウトについて協議を行っている ・官公庁(道路管理者、警察、保健所)の申請等は、実行委員会の事務局メンバーである協同組合宇都宮餃子会と観光協会が実施 ・道路管理者、警察、消防署の指導の下で、自主警備体制を組織し、道路管理者、警察等と協議及び情報交換を積極的に実施 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	食品催事届(保健所) 催物開催届出(消防)
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件：歩行者・自転車が安全に通行できる幅を確保する、占用物件は営業時間以外は毎日撤去する、周辺の美化に努め毎日清掃し占用物件の整理整頓をする 等 ・道路使用許可条件：設置物が倒壊しないよう固定、歩行者動線の確保、交通整理員の配置、終了後の付近道路の清掃 等 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年より商工会議所・観光協会などが中心となり、積極的に行政等関係機関と協議する事により、市の中心市街地にて実施 ・2 日間で数万人もの来場者があり、大きな経済効果と中心市街地活性化への寄与がみられる 		



写真提供：宇都宮市

7. 東京都世田谷区「ボロ市」

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボロ市保存会」(町会・商店会・地域有志で構成される任意団体) ・「ボロ市保存会」主体となり、世田谷区地域振興課が支援する形で実施 		
実施実績	開催実績:約 400 年前～ 近年は 12/15・16、1/15・16 に実施		
実施場所 (周辺地域・対象道路の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の市街地に位置する世田谷区ボロ市通り(区道)を中心に、世田谷通り(都道)の一部、公園など比較的広範囲で実施 		
主な活動内容	・700 店以上の露店にて古物販売		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区指定無形民俗文化財となっている ・奥行き 1m × 間口 2m に区画し出店者を募る 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	—
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件:付近住民への周知、原状復旧、歩行者通行への配慮 等 ・道路使用許可条件:付近住民への周知、歩行者動線の確保、交通整理員の配置 等 ・実施に当たり、関係行政機関が臨時の許可受付窓口を設置 		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・1 日に 20 万人もの人手で賑わう地域の観光行事 ・数百にもなる出店業者のため、行政機関も臨時の許可申請窓口を設置するなど、官民協働のもと実施されている ・出店業者を広く公募している ・会場としての駐車場は確保できていない状況 		



写真提供: 世田谷区

8. 高知県高知市「街路市」

実施主体	・高知市(高知市産業振興総務課街路市係が管理運営)		
実施実績	開催実績: 1690年～ 毎週日火木金曜日 開催時間 日曜日 4～9月は5時～18時、10～3月は6～17時 それ以外の市 日の出～日没1時間前まで		
実施場所 (周辺地域・対象 道路の状況)	・高知市の商業・観光の中心的地区の市道の歩道・車道上 ・一部の道路について車両通行止めを実施		
主な 活動内容	・農産物・海産物・植木等の販売(市)		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・300年以上の歴史をもち、地域に定着している ・延長1km、530店という規模は日本一である(日曜日) ・これまでに大きな反対運動もあったが、そのたびに協議の場を設け市民のコンセンサスを得てきた ・高知市が一定のルールを決め、管理・運用している ・市はほぼ毎日、中心的地区のどこかで終日実施している 		
取得許可	道路占用許可	道路使用許可	その他許可等
	○	○	—
許可条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可条件: 付近住民に迷惑をかけない、原状復旧、搬入の際長時間の駐車はしない 等 ・高知市道路占用規則において出店時間、販売品の制限など街路市に関する要件を規定 ・道路使用許可条件: 付近住民への周知、歩行者動線の確保、交通整理員の配置などの他、その他の指導事項として買物客の路上駐車への対応 ・さらに高知市が出店に関する要領を設け、新規出店については事業を営むものは出店できない(一次産業従事者を対象)、生鮮魚介類や生肉は販売しないなど商いのスタイルや内容に関して規定 		
ポイント	・フリーマーケットのような自由裁量性は無いものの、高知市が関与し、規格などを設けているため消費者や出店者にとっては安心感があり、地域に根づいた市として定着しており、トラブル等もなく、街を特徴付ける観光スポットとして運営されている		



写真提供：高知市

資料11. 国の法令等

◇道路関連(歩行者専用道路:ペデ部)

- 道路法(抜粋)
- 道路法施行令(抜粋)
- 道路交通法(抜粋)

◇公園関連(公園及びセンター広場)

- 都市公園法(抜粋)
- 都市公園法施行令

◇食品衛生関連(飲食店舗出店)

- 食品衛生法(抜粋)
- 食品衛生法施行令(抜粋)

◇道路関連(歩行者専用道路:ペデ部)

■道路法

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

1. 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 2. 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 3. 鉄道、軌道、その他これらに類する施設
 4. 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 5. 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 6. 露店、商品置場その他これらに類する施設
 7. 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
1. 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
 2. 道路の占用の期間
 3. 道路の占用の場所
 4. 工作物、物件または施設の構造
 5. 工事実施の方法
 6. 工事の時期
 7. 道路の復旧方法
- 3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらか

じめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号の一に該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2 略

(占用料の徴収)

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

■道路法施行令

第二章 道路の占用

(占用の期間)

第九条 占用の期間は、(中略 水管、下水道管、鉄道、ガス管、電柱、電線、公衆電話所、石油管)については十年以内とし、その他の占有物件については五年以内としなければならない。占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合の期間についても、同様とする。

(占用の場所)

第十条 占有物件(電柱、電線、公衆電話所、第七条第四号に規定する仮設店舗その他の仮設建築物及び同条第五号に規定する施設を除く。以下この項において同じ。)を地上に設ける場合においては、次の各号に掲げるところによらなければならない。

一 占有物件の地面に接する部分の位置は、法面、側こう上若しくは路端寄り又は歩道(自転車歩行者道を含む。以下この章において同じ。)内の車道(自転車道を含む。以下この章において同じ。)寄りとすること。ただし、占有物件の種類又は道路の構造により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない限り、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分とすることができる。

二 以下略

(占有物件の構造)

第十四条 地上に設ける占有物件の構造は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

一 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

二 電柱の脚ていは、路面から一・八メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。

三 特定仮設店舗等は、必要最小限度の規模とし、且つ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくする構造とすること。

2～3略

■道路交通法

(道路の使用の許可)

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する 2 以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

1. 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
2. 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
3. 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
4. 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2 前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

1. 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
2. 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。
3. 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3 第 1 項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第 1 号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5 所轄警察署長は、第 1 項の規定による許可を受けた者が前 2 項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

6 所轄警察署長は、第 3 項又は第 4 項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所

及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむをえないときは、この限りではない。

7 第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第5項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(許可の手続)

第78条 前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定による許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行うことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3 所轄警察署長は、前条第1項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 第3項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

6 第1項の申請書の様式、第3項の許可証の様式その他前条第1項の許可の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

(道路の管理者との協議)

第79条 所轄警察署長は、第77条第1項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第32条第1項または第3項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、当該道路の管理者に協議しなければならない。

(道路の管理者の特例)

第80条 道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、第77条第1項の規定にかかわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2 前項の協議について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

◇公園関連(公園及びセンター広場)

■都市公園法

(定義)

第二条

1 略

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの。
- 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

3 略

(公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあっては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
- 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあっては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあっては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- 五 非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物
- 六 競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

(許可の条件)

第八条 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(国の行う都市公園の占用の特例)

第九条 略

(原状回復)

第十条 第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

第十一条 国の設置に係る都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの。

第十二条 国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること。
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 第八条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

■都市公園法施行令

(占用物件)

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 標識
- 二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの
- 二の二 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設及び変電所で地下に設けられるもの

- 三 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの
- 四 索道及び鋼策鉄道
- 五 警察署の派出所及びこれに附属する物件
- 六 天体、気象又は土地観測施設
- 七 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設
- 八 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場
- 九 略（市街地再開発事業、防災街区整備事業に伴う仮設住宅）
- 十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

（法第六条第三項ただし書の政令で定める軽易な変更）

第十三条 法第六条第三項ただし書の政令で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- 二 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

（占用の期間）

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 法第七条第一号から第三号まで及び第十二条第一号から第五号までに掲げるものについては、十年
- 二 法第七条第四号及び第十二条第六号に掲げるものについては、三年
- 三 法第七条第五号並びに第十二条第九号及び第十号に掲げるものについては、六月
- 四 法第七条第六号並びに第十二条第七号及び第八号に掲げるものについては、三月

（占用物件の外観、構造等）

第十五条 占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない。

- 2 地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。
- 3 地下に設ける占用物件の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

（占用に関する制限）

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

一～八 略

九 第十二条第十号に掲げる仮設の施設(建築物に限る。)を設ける場合においては、占用することができる都市公園は〇.五ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の百分の三十を越えないこと。

十 略

(占用に関する工事)

第十七条 略

(法第十一条第四項の政令で定める行為)

第十八条 法第十一条第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- 二 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 三 公園管理者が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- 四 公園管理者が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- 五 公園管理者が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- 六 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

(法第十二条第一項第三号の政令で定める行為)

第十九条 法第十二条第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 二 ロケーションをすること。

◇食品衛生関連(飲食店舗出店)

■食品衛生法

第50条 厚生労働大臣は、食品又は添加物の製造又は加工の過程において有毒な又は有害な物質が当該食品又は添加物に混入することを防止するための措置に関し必要な基準を定めることができる。

2 都道府県は、営業(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理の事業を除く。)の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で、必要な基準を定めることができる。

3 営業者(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項に規定する食鳥処理業者を除く。)は、前2項の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

第51条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理の事業を除く。)であって、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第52条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

1. この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
2. 第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
3. 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

3 都道府県知事は、第1項の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件をつけることができる。

第53条～第55条(略)

第56条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第51条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第52条第1項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

■食品衛生法施行令

(営業の指定)

第35条 法第51条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次の通りとする。

- 一 飲食店営業(一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、パー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。)
- 二 喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)
- 三～三十四 (略)

資料 1 2. 地方公共団体の条例等（つくば市）

◇道路関連

- つくば市道路占用料条例（抜粋）

◇公園関連

- つくば市公園条例（抜粋）
- つくばセンター広場条例（抜粋）

◇地方自治体の条例等

◇道路関連

■ つくば市道路占用料条例

(占用料の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する占用物件に係る占用料については、免除することができる。

- (1) 法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第19条に規定するものを除く。)又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係る物
- (2) 省略(鉄道事業法関連)
- (3) 省略(街灯等関連)
- (4) 省略(バス停、駐車場関連)
- (5) 省略(上下水等公益施設関連)
- (6) 省略(農業関連)
- (7) 省略(私立学校関連)
- (8) 恒例による祭典のために臨時に設置する物
- (9) 省略(公共事業関連)

2 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料については、その額を2分の1の額に減免することができる。

- (1) 省略(道路保全関連)
- (2) つくば市が出資している民法(明治29年法律第89号)第34条の法人、社団法人つくばシルバー人材センター又は社会福祉協議会が設置する仮設の物(前項に掲げるものを除く。)
- (3) 私立学校法第3条の学校法人又は社会福祉法第22条の社会福祉法人が物品販売のために設置する仮設テント及びその付随施設

以下省略

■ つくば市道路占用規則

(占用申請)

第2条 法第32条第1項の規定により道路の占用(以下「占用」という。)の許可を受けようとする者又は同条第3項の規定により占用の変更の許可を受けようとする者は、占用しようとする日の30日前までに道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)に規定する申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 占用の期間が満了した後引き続き占有しようとする者は、占用期間満了の日の 30 日前までに、申請書を市長に提出しなければならない。

3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めたものは、この限りでない。

(1) 占用の位置図、平面図及び実測求積図

(2) 占用箇所及び埋設工作物の位置関係を明記した縦横断面図

(3) 工作物の構造図

(4) 工事の設計所及び仕様書

(5) 占有(占有に関する工事を含む)が近隣の土地及び建物の所有者又は当該道路の他の占有者その他の者に利害関係があるときは、これらの者の同意書、官公署の許可書その他の書類

(占有の許可)

第 3 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の申請に対して許可したときは、道路占用許可書(様式第 1 号)を交付する。

以下省略

◇公園関連

■つくば市公園条例

(行為の制限)

第 2 条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。

(2) 業としての写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 協議会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部または一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期限、行為をおこなう場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の許可を受けたものは、許可を受けた事項を変更しようとするときは、該当事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場

合に限り、第 1 項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第 1 項又は第 3 項の許可に都市公園の管理上必要な範囲で条件を付すことができる。

(使用料の減免)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれか該当する場合は、法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可に係る使用料を免除することができる。

- (1) つくば市又は国若しくは他の地方公共団体が使用するとき。
- (2) つくば市が出資している民法第 34 条の法人、社団法人つくば市シルバー人材センター又は社会福祉法人つくば市社会福祉協議会が公益上の目的で使用するとき。
- (3) 公園施設又は掲示板その他これに類する物件で、公衆の利便又は都市公園の美化に寄与すると認められるものを設けるとき。

第 13 条の 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 2 条第 1 項第 1 号又は第 4 号に掲げる行為の許可に係る使用料を免除することができる。

- (1) つくば市又は国若しくは他の地方公共団体が利用するとき。
- (2) 前条第 2 号に規定する法人が公益上の目的で使用するとき。
- (3) 省略(身体障害者福祉法関連)
- (4) 省略(学校・幼稚園保育所関連)
- (5) 自治会その他地域住民等を構成員とする公益的団体が第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる行為に利用するとき。
- (6) 省略(高齢者関連)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる行為の使用料を 2 分の 1 に減額することができる。

- (1) つくば市内の高等学校が教育の目的で利用するとき。
- (2) つくば市が後援する事業に利用するとき。

■つくばセンター広場条例

(占用の許可)

第 5 条 広場の施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 省略

3 市長は、前 2 項の許可に広場の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用者の遵守事項)

第 7 条 第 4 条又は第 5 条の規定により市長の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その

権利を無断で他人に譲渡し、または転貸してはならない。

2 省略

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、第5条の許可に係る使用料を免除することができる。

- (1) つくば市が使用するとき。
- (2) 国または地方公共団体が使用するとき。
- (3) 省略(学校教育法、児童福祉法関連)
- (4) つくば市の要請を受けたものが当該目的に使用するとき。

資料13. 公共団体の条例等
(つくば市以外活性化に関連する条例等)

◇東京都

■東京のしゃれた街並みづくり推進条例(抜粋)

◇福岡市

■福岡市屋台指導要綱(抜粋)

◇高知市

■高知市道路占用規則(抜粋)

◇東京都関連

■東京のしゃれた街並みづくり推進条例(東京都)

(目的)

第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)等の適切な運用を図りながら、東京都民(以下「都民」という。)、事業者及びまちづくり団体(以下「都民等」という。)の意欲と創意工夫をいかして、個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みを形成するための制度を整備することにより、都民等による主体的な都市づくりを推進し、もって都市の再生を進め、東京の魅力の向上に資することを目的とする。

(まちづくり団体の登録)

第三十九条 知事は、個性豊かで魅力のある街並みの形成を促進するため、この条例に基づき街並み景観づくりその他の地域の特性をいかし魅力を高める規則で定めるまちづくり活動(以下「地域まちづくり活動」という。)を主体的に行う団体をまちづくり団体として登録するものとする。

- 2 前項の規定により登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った団体が、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、次条第一項の規定により拒否する場合を除き、規則で定めるところにより登録簿に登録し、当該団体にその旨を通知するものとする。
 - 一 団体が実施しようとしている活動が、地域まちづくり活動に該当すると認められるとき。
 - 二 団体が特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人、中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第二条第一号の中間法人その他規則で定める法人格を有するとき。
 - 三 その他地域まちづくり活動の内容に応じて規則で定める要件に該当するとき。
- 4 前項の規定による登録の有効期間は、三年とする。

(地域まちづくり活動の促進)

第四十五条 知事は、規則に定めるところにより、登録団体が行う地域まちづくり活動に対し、当該活動を促進するために必要な方策を講ずるものとする。

■東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則

(地域まちづくり活動)

第二十三条 条例第三十九条第一項に規定する規則で定める地域まちづくり活動は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第三章の規定による知事の支援を受けることができる街並み景観づくり活動
- 二 次に掲げる区域又は敷地において日常一般に開放されている空地又は建築物の内部空間(以下「公開空地等」という。)を活用することにより、当該公開空地等及びその周辺(以下「活動対象地域」という。)の特性をいかして魅力を高め、賑わいの向上を図る活動
- イ 都市計画法第八条第一項第四号に規定する特定街区の区域(都が都市計画に定めたものに限る。)
- ロ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を定める地区計画の区域(都が都市計画に定めたものに限る。)
- ハ 建築基準法第五十九条の二第一項又は第八十六条第三項若しくは第四項の規定により知事の許可を受けた建築物の敷地

◇福岡市関連

■福岡市屋台指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、道路、公園等公共の場所における屋台営業に関し、本市が行う行政指導その他の施策に関し必要な事項を定めることにより、安全で快適な歩行者空間及び良好な公衆衛生の確保を図るとともに、屋台が利用者に親しまれ、市民生活と調和したものとなるように誘導することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋台 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第4項に規定する軽車両に屋台営業のための設備を備え付けたものをいう。
- (2) 屋台営業 屋台を一定の時間一定の場所に設置して行う飲食店営業をいう。

- (3) 屋台営業者 営業許可を受けて屋台営業を行う者をいう。
- (4) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路で市が管理するものをいう。
- (5) 公園 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園で市が管理するものをいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園その他市が管理し、公共の用に供する場所をいう。
- (7) 営業許可 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第21条第1項の規定による屋台営業の許可をいう。
- (8) 占用許可 道路法第32条第1項又は第3項の規定による道路の占用の許可をいう。
- (9) 使用許可 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項の規定による道路の使用の許可をいう。
- (10) 行為許可 福岡市公園条例(昭和33年福岡市条例第18号)第4条第1項の規定による公園における行為の許可をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この要綱の目的を達成するため、関係法令及びこの要綱(以下「関係法令等」という。)に基づき、屋台営業者の指導監督に努めるとともに、屋台営業の適正化のために必要な施策を総合的に実施するものとする。

(屋台営業者の遵守事項)

第4条 市長が屋台営業者の指導監督を行うに当り、当該屋台営業者に遵守を求める事項(以下「遵守事項」という。)は、別表第1に掲げる通りとする。

第2章 道路における屋台営業

第1節 占用許可

(占用許可)

第5条 道路において屋台営業を行う屋台営業者は、道路法の規定に従い占用許可を受けなければならない。

2 占用許可の申請は、次の各号に掲げる書類を提出して行わなければならない。

- (1) 福岡市道路占用規則(昭和31年福岡市規則第31号。以下「道路占用規則」という。)第2条第1項及び第3項に規定する道路占用許可申請書及び添付書類
- (2) 関係法令等及び占用許可の条件を遵守する旨の誓約書
- (3) 第35条第2項の規定により交付を受けた講習会受講証の写し
- (4) 占用予定場所の背後地の所有者の承諾書(背後地を屋台の設置場所として利用する場合、屋台を移転する場合等で市長が必要と認めるときに限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、道路の占用が別表第2に掲げる占用許可の基準に適合し、歩行者等の通行及び道

路の見通し並びに道路構造の保全上支障がないと認める場合に限り、占用許可を与えるものとする。

(占用許可の条件)

第6条 市長は、屋台営業者に対して占用許可を与えるときは、遵守事項のうち必要なもの及び道路の管理上必要な事項を条件として付するものとする。

(占用許可の期間等)

第7条 占用許可の期間は、1年以内とする。

2 占用許可を受けた屋台営業者が占用許可の期間の満了後引き続き道路において屋台営業を行おうとするときは、道路占用規則第4条の規定にかかわらず、新たに占用許可を受けなければならない。

(占用料の納入)

第8条 占用許可を受けた屋台営業者は、福岡市道路占用料徴収条例(昭和28年福岡市条例第44号)の規定に従い占用料を納入しなければならない。

(道路占用許可書)

第9条 市長は、屋台営業者に対して占用許可を与えたときは、道路占用規則第3条に規定する道路占用許可書を交付する。

2 占用許可を受けた屋台営業者は、道路占用許可書を屋台内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(届出事項)

第10条 占用許可を受けた屋台営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

- (1) 住所若しくは氏名、連絡先又は屋台の名称を変更したとき。
- (2) 屋台営業を長期にわたり休止し、又は廃止するとき。

(権利義務の承継)

第11条 屋台営業者の占用許可に係る権利義務は、承継できないものとする。ただし、占用許可を受けた屋台営業者が死亡し、又は長期療養その他やむを得ない事由により屋台営業を継続することが困難である場合において、屋台営業による収入により主たる生計を立てている者(原則として当該屋台営業者の配偶者又は直系血族の子である相続人に限る。)が自ら屋台営業を行うときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により屋台営業者の占用許可に係る権利義務を承継しようとする者は、市長に申請してその許可を受けなければならない。

3 前項の許可の申請は、次の各号に掲げる書類を提出して行わなければならない。

- (1) 第5条第2項各号に掲げる書類
- (2) 承継の事由及び第1項ただし書の規定に該当する者であることを証する書類

4 市長は、第2項の許可をするときは、あらかじめ当該屋台に係る使用許可をした警察署長と協

議を行うものとする。

- 5 屋台営業者の占有許可に係る権利義務を承継した者(以下「承継人」という。)の占有許可の期間は、当該屋台営業者が受けていた占有許可の期間の残期間とする。
- 6 前条の規定は、承継人について準用する。この場合において、同条中「占有許可を受けた屋台営業者」とあるのは、「承継人」と読み替えるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 占有許可を受けた屋台営業者は、占有許可に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(占有許可の申請の指導)

第13条 市長は、営業許可及び使用許可を受けた屋台営業者が占有許可を受けることなく道路において屋台営業を行っている場合は、当該屋台営業者に対し、占有許可の申請を行うよう指導するものとする。

第3章 公園における屋台営業

第1節 行為許可

(行為許可)

第21条 公園において屋台営業を行う屋台営業者は、福岡市公園条例の規定に従い行為許可を受けなければならない。

2 行為許可の申請は、次の各号に掲げる書類を提出して行わなければならない。

- (1) 福岡市公園条例施行規則(昭和33年福岡市規則第21号)第3条に規定する申請書
- (2) 関係法令等及び行為許可の条件を遵守する旨の誓約書
- (3) 第35条第2項の規定により交付を受けた講習会受講証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、公園における屋台営業が別表第3に掲げる行為許可の基準に適合し、公衆の公園の利用及び公園の保全上支障がないと認める場合に限り、行為許可を与えるものとする。

(行為許可の条件)

第22条 市長は、屋台営業者に対して行為許可を与えるときは、遵守事項のうち必要なもの及び公園の管理上必要な事項を条件として付するものとする。

(行為許可の期間)

第23条 行為許可の期間は、3月以内とする。

(公園使用料の納入)

第24条 行為許可を受けた屋台営業者は、福岡市公園条例第6条の2の規定に従い公園使用料を納入しなければならない。

(届出事項等)

第25条 第10条から第12条まで(第11条第4項を除く。)の規定は、行為許可を受けた屋台営

業者について準用する。この場合において、これらの規定中「占用許可」とあるのは「行為許可」と、第11条第3項第1号中「第5条第2項各号」とあるのは「第21条第2項各号」とそれぞれ読み替えるものとする。

第2節 公園に関する工事等による屋台営業の中止等

(公園に関する工事等による屋台営業の中止等)

第26条 第18条から第20条まで(第18条第2項を除く。)の規定は、公園に関する工事等による屋台営業の中止等について準用する。この場合において、これらの規定中「道路」とあるのは「公園」と、「道路法第71条第2項」とあるのは「福岡市公園条例第22条第2項」と、「屋台の移転」とあるのは「屋台営業の中止」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 雑則

(講習会の開催)

第35条 市長は、屋台営業者を対象として、屋台営業に関し必要な知識を習得させること等を目的とする講習会を年1回開催するものとする。

- 2 市長は、講習会の受講者に対し、講習会受講証を交付する。
- 3 前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(移動飲食業組合への加入等)

第36条 屋台営業者は、一定数以上の屋台営業者により構成される移動飲食業組合に加入するよう努めなければならない。

- 2 移動飲食業組合は、組合員相互の協力により、屋台営業者が関係法令等を遵守し、適正な屋台営業を行うよう努めなければならない。

(立入調査)

第37条 市長は、この要綱に定める措置及び施策を実施するため必要があると認めるときは、職員に屋台に立ち入り、営業状況、設備等を調査させ、又は屋台営業者等に質問し、必要な指導等をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その資格を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(屋台モニター事業)

第38条 市長は、市民参加による屋台営業の適正化を推進するため、屋台モニター事業を実施するものとする。

- 2 屋台モニターは、市長に対し、屋台営業の状況等に関する意見を述べるものとする。
- 3 市長は、屋台モニターの意見を参考として、屋台営業者に対する適正な指導に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、屋台モニター事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

(優良屋台指定事業の推進)

第39条 市長は、利用者が屋台を安心して利用できるよう、移動飲食業組合が推進する優良屋台指定事業を支援するものとする。

(国との連携等)

第40条 市長は、国が管理する道路における屋台営業については、この要綱の目的に沿った指導監督及び措置がなされるよう、国との連携に努めるものとする。

2 市長は、この要綱に定める措置及び施策の実施に伴い問題が生じた場合で、特に必要と認めるときは、市民及び関係機関等の意見を広く聴き、その解決に努めるものとする。

◇高知市関連

■高知市道路占用規則

(目的)

第1条 この規則は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。)並びに高知市道路占用料徴収条例(昭和44年条例第3号。以下「条例」という。)に基づき、道路の占用について必要な事項を定めることを目的とする。

第5章 街路市

(街路市)

第23条 市長は、商品を出品する市(以下「街路市」という。)について、当該街路市を開催する日及び占用区域を定めて道路の占用を許可するものとする。

(占用許可の申請)

第24条 街路市に出店しようとする者は、第3条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ街路市占用許可申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 写真(正面向き、上半身、脱帽)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、引き続き街路市の占用の許可(以下「占用許可」という。)を受けようとする者については、前項第1号及び第2号(次条において引用する場合を含む。)に掲げる書類について、既に提出されている当該書類をもって代えることができる。ただし、住所等申請内容に変更があったときは、速やかに必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

(臨時出店登録の申請)

第25条 臨時に出店しようとする者は、街路市臨時出店登録申請書(様式第6号)に前条第1号から第3号までに定める書類を添えてあらかじめ市長に登録の申請をしなければならない。

(占用の不許可)

第26条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、街路市の占用を許可しない。

- (1) 街路市の信用を著しく傷つけた者又はそのおそれがある者
- (2) 喧騒な行為をしたり、又は公安を害するおそれがある者
- (3) その他市長が不相当と認める者

(占用許可の期限)

第27条 条例別表2に規定する街路市の占用許可の期限は、定時については1年、臨時については当日限りとする。

(占用許可の店舗数等)

第28条 街路市の占用許可は、当該占用許可の申請をする者の属する世帯について1店舗とし、その幅員は、3メートル以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(街路市占用許可書)

第29条 市長は、第24条の規定により占用の許可を受けた者(以下「街路市占用者」という。)に街路市占用許可書(様式第7号)を交付する。

(臨時出店登録証等)

第30条 市長は、第25条の規定により登録を受けた者に対し、街路市臨時出店登録証(様式第8号)を交付する。

2 登録の有効期限は、当該年度の3月末までとする。

3 臨時に出店しようとする者は、前項の登録証を提示の上、口頭による申出により街路市占用許可申請書の提出があったものとみなす。

4 前項の場合においては、領収証の交付をもって街路市占用許可書に代えることができる。

(出店時間)

第31条 街路市の出店時間は、市長が特に必要があると認めるときを除いて日の出時刻から日没時刻1時間前までとする。ただし、日曜日の出店については、4月から9月までの間にあっては午前5時から午後6時まで、1月から3月まで及び10月から12月までの間にあっては午前6時から午後5時までとする。

2 街路市占用者が、占用の当日午前8時までに出店しないときは、その権利を放棄したものとみなし、当該日に限り、市長は、他の申請者にその占用を許可することができる。

(販売品の制限)

第32条 市長は、必要があると認めるときは、販売品を制限し、又は禁止することができる。

(占用者の義務)

第33条 街路市占用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 陳列台及び日覆等は、占用区域外に突き出さないこと。
- (2) 清潔を保持すること。
- (3) 商品の卸売をしないこと。
- (4) 市長の認めた仮設店舗又は陳列台及び日覆等以外のものを道路上に設置しないこと。
- (5) 他の法令又は行政官庁の指示に基づき販売の規制されている物品を販売しないこと。
- (6) 閉市後設置したものを取り除くこと。
- (7) 店舗表示板(様式第9号)を常時掲示すること。
- (8) その他市長が別に定める事項

(監督処分)

第34条 市長は、街路市占用者が第26条各号の規定に該当し、又は前条各号の規定に違反したときは、第15条の規定にかかわらず、占用許可及び第25条の規定による登録の取消し又は期間を定めて出店の停止を命ずることができる。

(準用規定)

第35条 第3条第2項、第4条、第5条、第11条、第13条、第15条及び第16条の規定は、街路市の占用についてこれを準用する。

あとがき

本書の発刊にあたり、資料提供にご協力頂いた国土交通省の関係者の皆さまおよび事例調査に関して現地等でご協力頂いた自治体や関係団体の皆さま、並びに資料映像等の提供でご協力頂いた個人・団体の皆さまに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

財団法人つくば都市交通センター
本書編集責任者 岡田 嘉久

掲載されている図表・写真は、財団法人つくば都市交通センター又は了解を得て転載した転載元の著作物です。無断転載を禁じます。

発行日 平成22年3月

発行所 財団法人 つくば都市交通センター

〒305-0031

茨城県つくば市吾妻1-5-1

Tel 029-855-7211

